

公共事業等評価システム
評価マニュアル

令和8年3月

山 梨 県

[目 次]

1. 公共事業等評価システムの考え方	1
(1) 公共事業評価の目的	1
(2) 公共事業評価の方法	1
(3) 公共事業評価を実施する上での3つの基礎的視点	1
2. 評価対象と全体の手順	2
(1) 公共事業等評価システムの体制と手順	2
(2) 評価対象事業（1次評価対象事業）	2
(3) 評価対象事業と主要目標の関係	2
(4) 2次評価対象事業	2
(5) 外部評価対象事業	2
(6) 評価の手順とスケジュール	2
(7) 評価と予算編成の連結	5
3. 評価調書の構成	6
4. 妥当性評価	9
(1) 妥当性評価の作業手順	9
(2) 妥当性評価調書（個票）の記入方法	10
(3) 妥当性評価の判定方法	23
(4) 公共事業等事前評価結果整理表への転記	24
5. 貢献度評価	26
(1) 貢献度評価の作業手順	26
(2) 貢献度指標による評価の実施方法	26
(3) 主要目標「地滑り被害の防止」の評点表	75
(4) 公共事業等事前評価結果整理表による整理	76
6. 副次効果評価	78
(1) 副次効果評価の作業手順	78
(2) 副次効果評価調書（個票）の記入方法	79
(3) 公共事業等事前評価結果整理表への転記	86
(4) 副次効果ランクの判定方法	86
7. 事業間ランク及び評価結果	88
(1) 事業間ランク及び評価結果の判定手順	88
(2) 事業間のランク付けの方法	89
(3) 総合意見と評価結果	89
(4) 公共事業等事前評価結果整理表による整理	89

1. 公共事業等評価システムの考え方

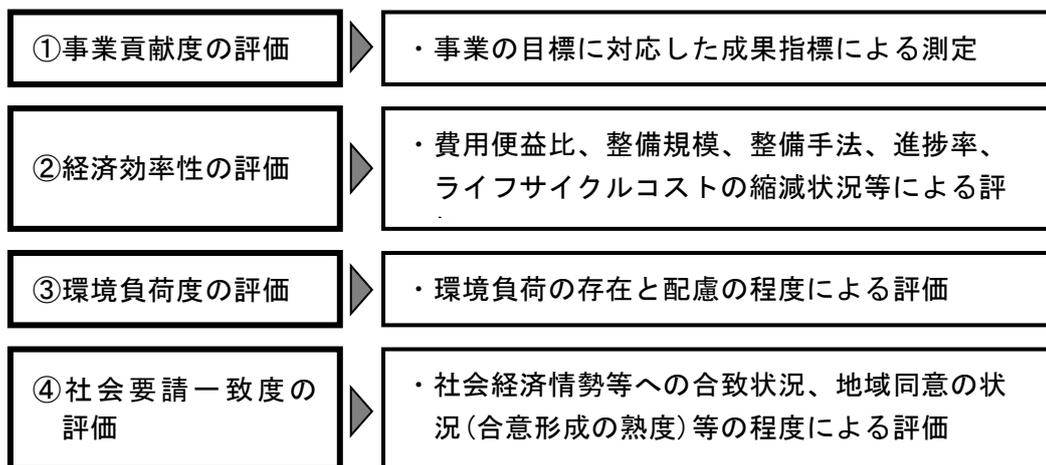
(1) 公共事業評価の目的

- ①公共事業の役割を果たす事業が計画されて（行われて）いるか、より成果が上がる事業が行われているかをチェックすること（事業貢献度）
- ②事業が効率よく実施されているかをチェックすること（事業の経済効率性）
- ③環境負荷が抑えられているかをチェックすること（環境負荷度）
- ④社会経済情勢等に合致しているか、地域同意が図られているかなどをチェックすること（社会要請一致度）

(2) 公共事業評価の方法

評価の目的別に、次の評価方法を採用する。

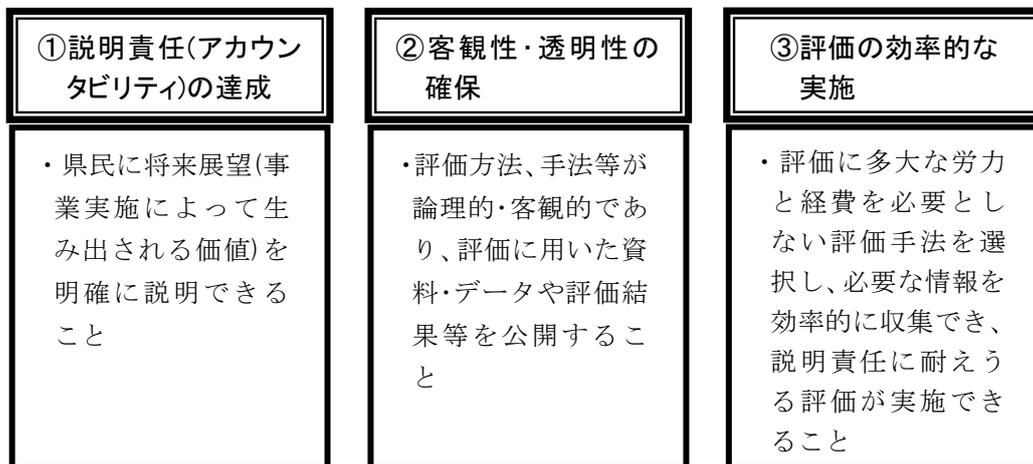
図表 1 公共事業評価の目的と評価の方法
〔評価の目的〕 〔評価の測定項目〕



(3) 公共事業評価を実施する上での3つの基礎的視点

評価の実施に当たっては、次の3つの視点を踏まえる。

図表 2 評価システムを支える3つの基礎的視点



2. 評価対象と全体の手順

(1) 公共事業等評価システムの体制と手順 (図表 3)

(2) 第 1 次調整対象事業

①事前評価：山梨県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める基準に該当する事業（災害復旧事業及び維持管理等（補修・修繕を含む）を目的とする事業を除く、次の事業（防衛施設庁の全額国庫補助事業についても、その目的、内容等を考慮し、評価対象から除外））

○公共関与が必要であり、県が事業主体となるべき公共事業

⇒森林環境部、農政部、県土整備部が所管する公共事業

○公共関与が必要であり、県が補助する公共事業等

⇒森林環境部、農政部、県土整備部が所管する公共事業等（非公共事業を含む）

○上の事業の事業化に必要な調査

②再評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

③事後評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

(3) 評価対象事業と主要目標の関係 (図表 4)

(4) 第 2 次調整対象事業

①事前評価：実施要綱で定める対象事業のうち、事業規模* 1 億円以上の事業

②再評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

③事後評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

(5) 外部評価対象事業

①事前評価：実施要綱に定める対象事業のうち、事業規模* 2 0 億円以上の事業（調査は除く）

②再評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

③事後評価：実施要綱で定める基準に該当する事業

(6) 評価の手順とスケジュール

① 庁内評価

・ 公共事業評価会議（各部）：6 月、1 1 月

② 外部評価

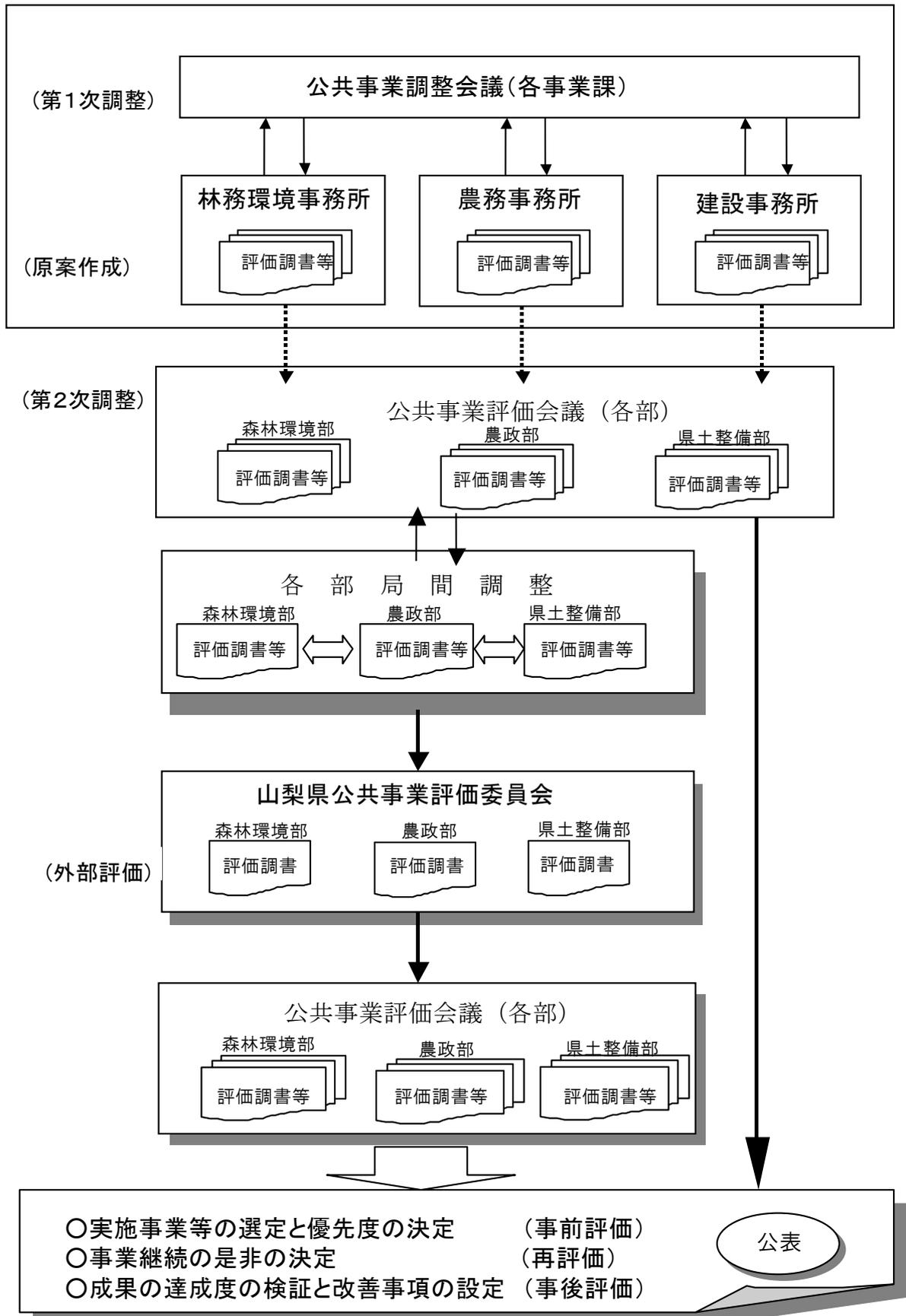
・ 事前評価：5 月と 1 0 月に各 1 回

・ 再評価、事後評価：5 月から 1 0 月の間に数回

・ 評価結果公表：1 1 月

* 事業規模：総事業費のこと

図表3 公共事業評価の体制と手順



図表4 各主要目標の評価対象事業

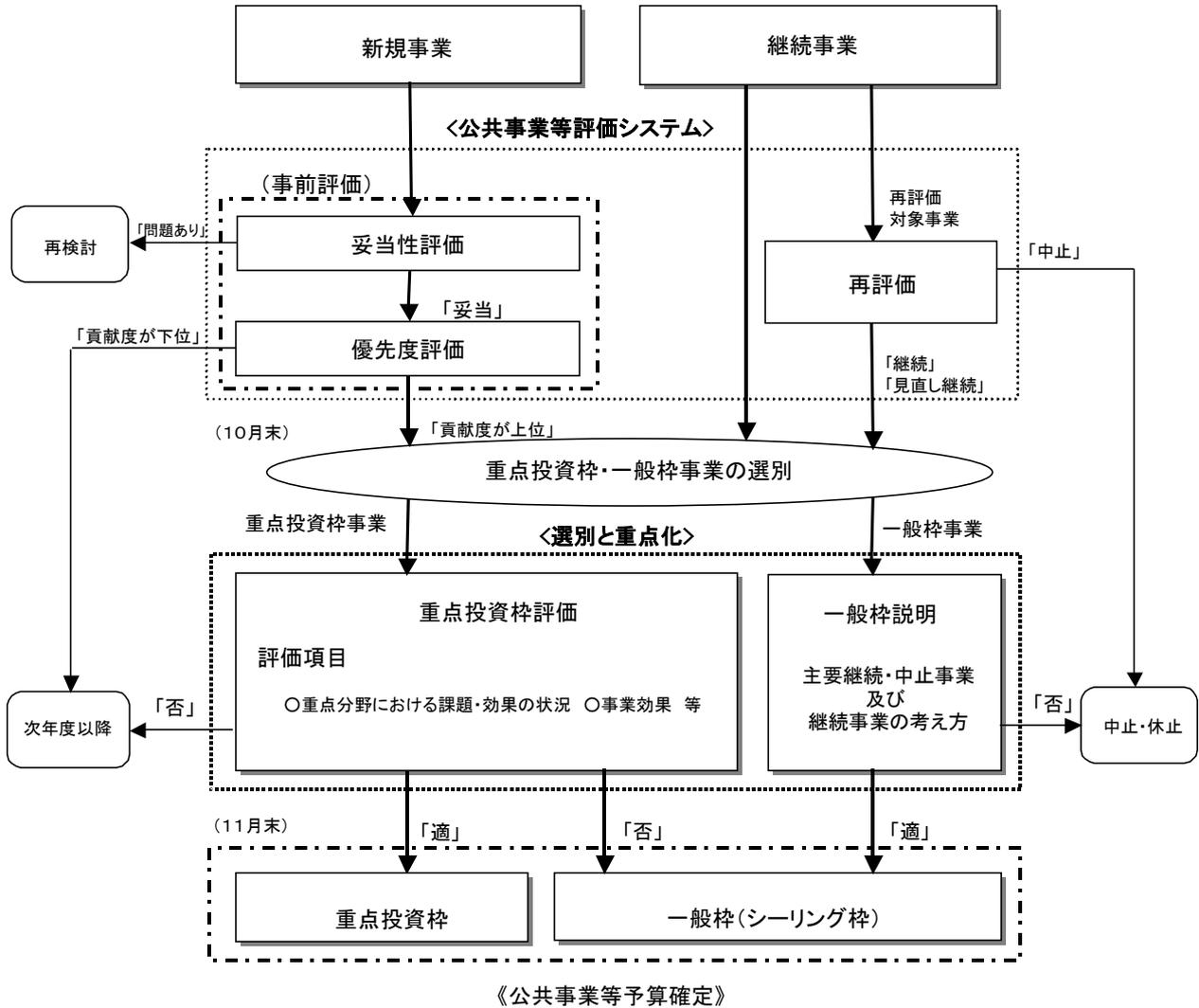
主要目標	事業分野	事業
I. 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実		
I-1. 交通の利便性の向上		
(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	道路	道路・街路事業 農道事業
(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	道路	道路・街路事業 農道事業
(3) 市街地内の交通の円滑化	道路	道路・街路事業
(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	道路	道路・街路事業 林道事業 農道事業
I-2. 生活環境の向上		
(1) 森林機能の維持・向上	治山・治水	総合治山事業
(2) 憩い空間の創出	公園	大規模公園事業(森林環境、農政、県土整備)
(3) 生活排水処理機能の向上	下水道関連	下水道事業 農業集落排水事業
(4) 良好な市街地空間の確保	区画整理関連	土地区画整理事業 市街地再開発事業
(5) 適正な居住空間の確保	住宅	住宅事業
(6) 歩行者等の通行空間の確保	道路	道路・街路事業
(7) 道路景観の向上	道路	道路・街路事業
I-3. 農林水産業の振興		
(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上	農村生活・農業生産	農村生活環境・農業生産基盤整備事業
(2) 農業生産力の向上	農業生産	農業生産基盤整備事業 畜産環境総合整備事業
(3) 農業用排水能力の向上	農業生産	農業生産基盤整備事業
(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)	農林水産業経営支	森林・林業・木材産業づくり交付金(非公共) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(非公共)
(5) 森林整備の効率化	道路	林道事業
(6) 洪水被害危険度の軽減	農業生産	農業生産基盤整備事業
II. 暮らしと経済活動の安全性確保		
II-1. 交通の安全性の向上		
(1) 歩行者等の安全性の確保	道路	道路・街路事業 農道事業
(2) 災害に強い道路の確保	道路	道路・街路事業 林道事業 農道事業
(3) 都市災害防止	道路	道路・街路事業
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	道路	道路・街路事業
II-2. 洪水・土砂被害の防止		
(1) 洪水被害の防止	治山・治水	治水事業
(2) 土石流被害の防止	治山・治水	治山事業 砂防事業
(3) 崖崩れ被害の防止	治山・治水	急傾斜対策事業 治山事業
(4) 地滑り被害の防止	治山・治水	地すべり対策事業
III-3. 鳥獣被害の防止		
(1) 鳥獣被害の軽減	農業生産	農村生活環境・農業生産基盤整備事業 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(非公共)

(7)評価と予算編成の連結

公共事業等評価システムにより選別された事業を対象に、重点整備の方針に基づき予算編成の中で事業の重点化を図る。

なお、新規事業の計画策定や継続事業の見直し等に当たっては、重点整備の方針を踏まえるものとする。

図表5 公共事業評価と予算編成



3. 評価調書の構成

公共事業等事前評価システムでは、「妥当性評価調書（個票）」、「副次効果評価調書（個票）」、「公共事業等事前評価結果整理表」の3つの評価調書を作成する。評価調書の作成手順は図表6に、公共事業等事前評価システムの評価の流れと評価調書の関係は図表7に示す。

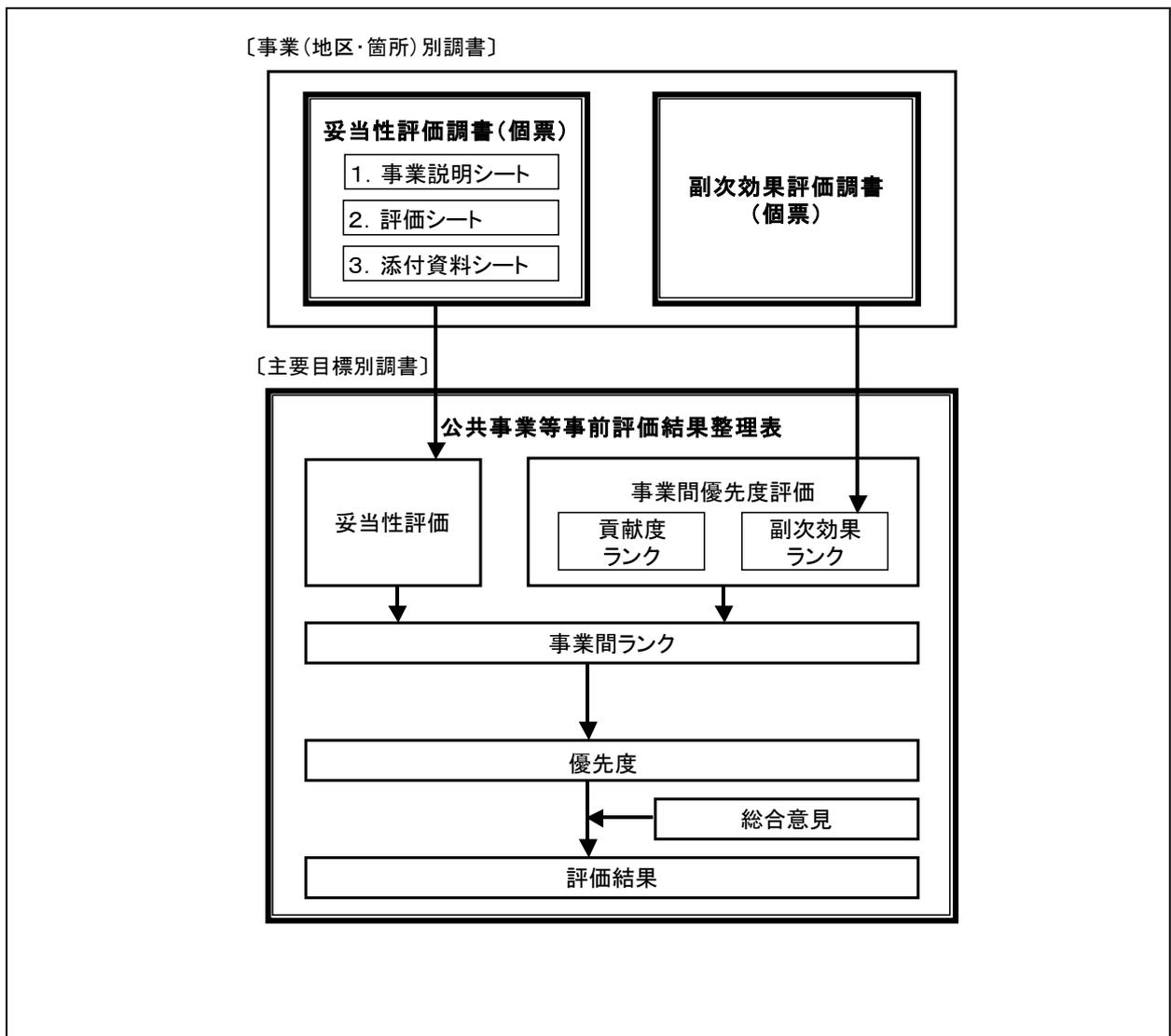
「妥当性評価調書（個票）」は、各事業(地区・箇所)を対象に実施する妥当性評価の結果を整理するための調書であり、「1. 事業説明シート」、「2. 評価シート」、「3. 添付資料シート」から構成される。

「副次効果評価調書（個票）」は、妥当性評価で妥当と判断された事業(地区・箇所)を対象に実施する事業間優先度の評価結果のうち、副次効果ランクの評価結果を整理するための調書である。

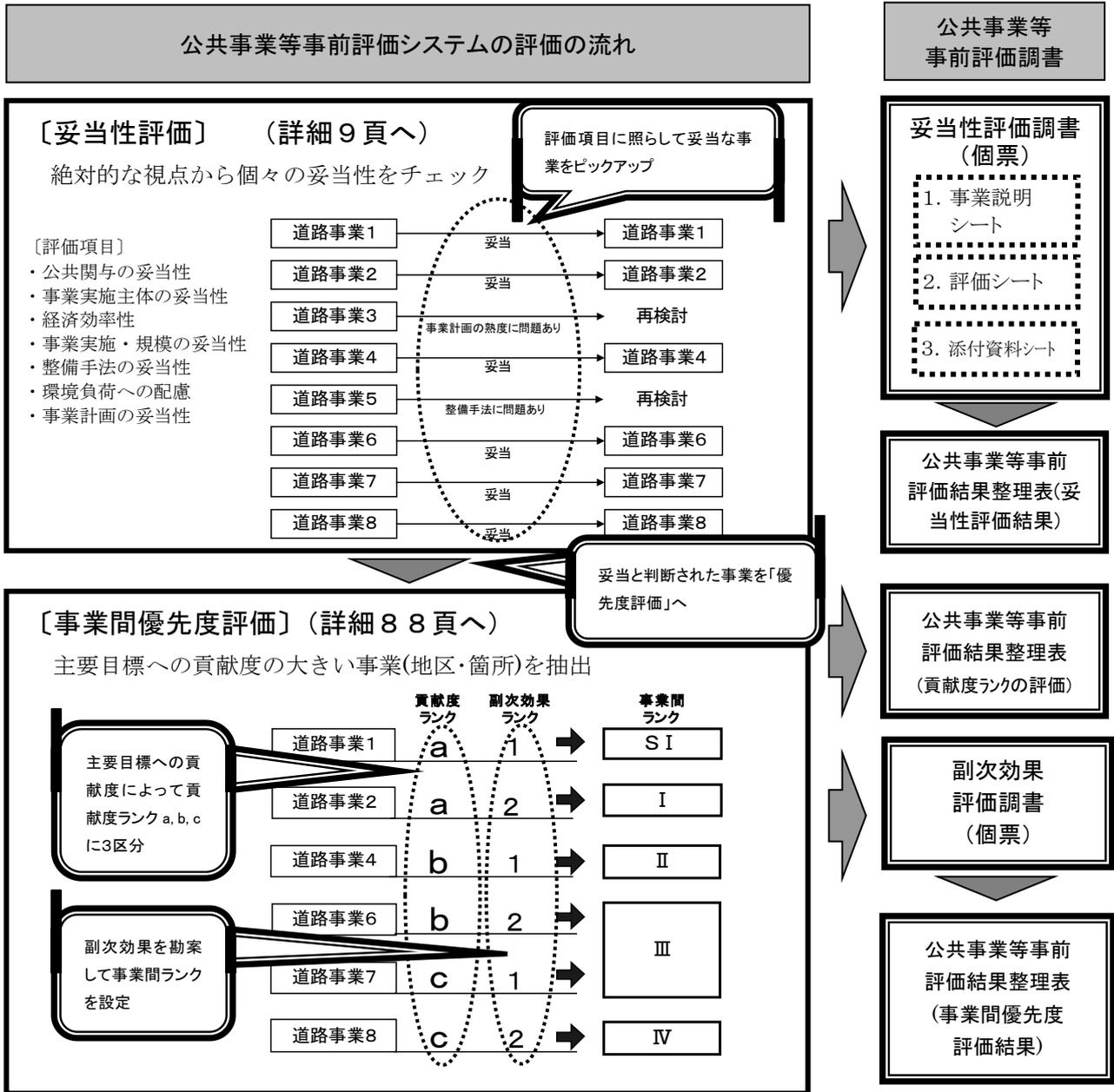
「公共事業等事前評価結果整理表」は、「妥当性評価調書（個票）」と「副次効果評価調書（個票）」を用いて整理した評価結果を主要目標別に転記するとともに、各事業(地区・箇所)の貢献度ランクの評価結果、事業間ランク、総合意見、最終的な評価結果を整理するための調書である。

参考までに、「公共事業等事前評価結果整理表」の記入例を図表8に示す。

図表6 公共事業等事前評価調書の作成手順



図表7 公共事業等事前評価システムの評価の流れと公共事業等事前評価調書



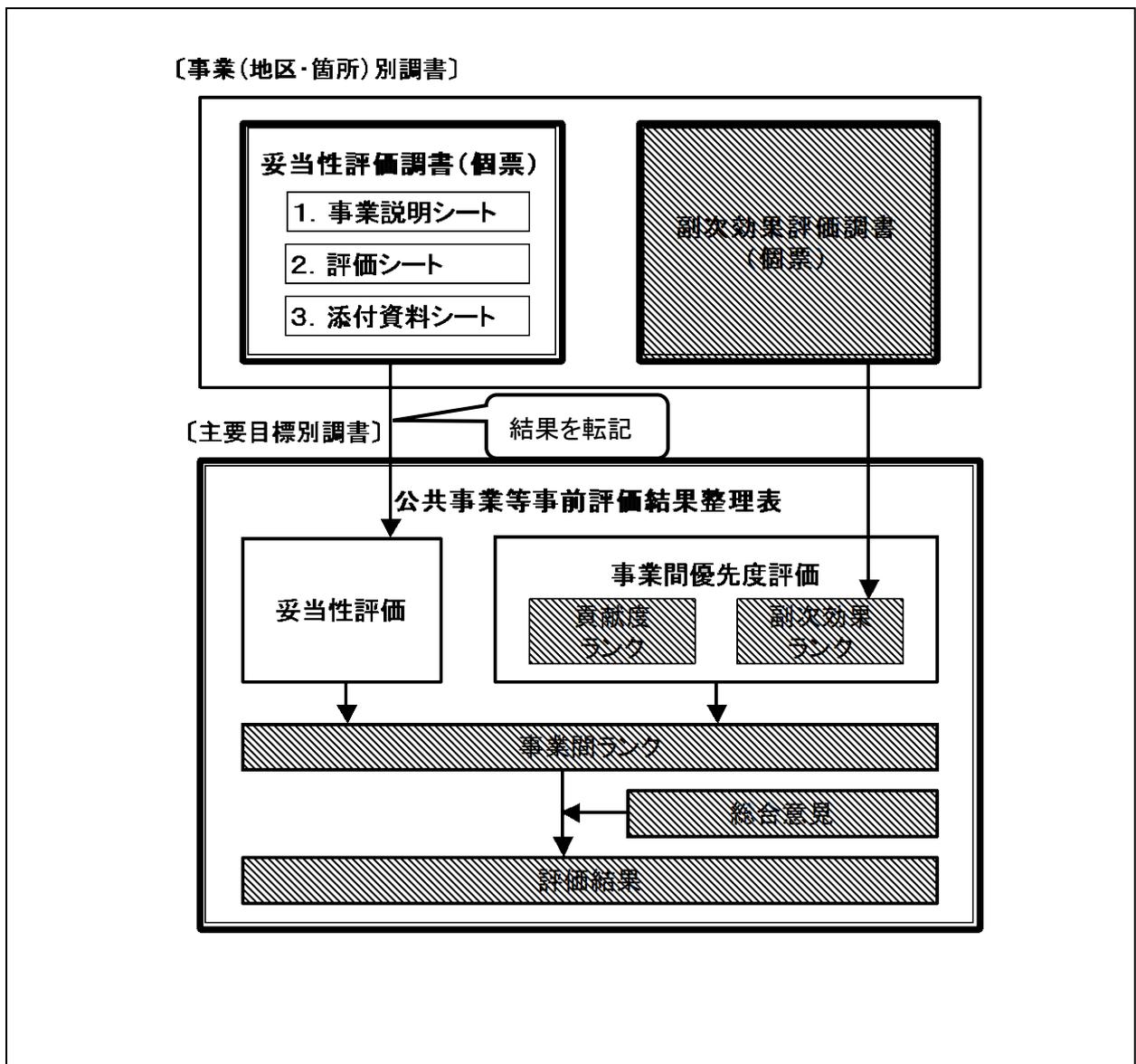
4. 妥当性評価

(1) 妥当性評価の作業手順

妥当性評価では、まず、事業(地区・箇所)別に、「妥当性評価調書(個票)」における「1. 事業説明シート」、「2. 評価シート」、「3. 添付資料シート」を整理することで、妥当性の評価を行う。次に、得られた妥当性評価結果を、「公共事業等事前評価結果整理表」に転記する。

対象事業(地区・箇所)の事業分野に対応する主要目標は、事業分野と主要目標の対応関係(図表4)を参照する。なお、1つの事業分野について複数の主要目標が対応している場合は、対象事業(地区・箇所)の目的・効果を踏まえ、該当する主要目標を選択する。

図表9 妥当性評価の作業手順



(2)妥当性評価調書（個票）の記入方法

①妥当性評価調書（個票）の構成

妥当性評価調書には、「1. 事業説明シート」、「2. 評価シート」、「3. 添付資料シート」の3種類がある。

「1. 事業説明シート」では、各事業(地区・箇所)の事業名・事業箇所・地区名・事業主体、事業の概要、整備内容、中長期計画等の位置づけ、事業位置図を整理する。このうち、事業の概要では、①課題・背景、②整備目標・効果、③目標達成の方法を整理する。整備内容では、①整備内容、②着手年度、③完成見込年度、④総事業費、⑤年度別の整備内容を整理する。

「2. 評価シート」では、妥当性にかかる7つの評価項目について妥当性の可否を整理するとともに、その理由を記載する。さらに、それらの結果を踏まえ、総合評価として各事業(地区・箇所)の妥当性を評価する。

「3. 添付資料シート」では、上記2種類の調書に関連する書類のうち、整備計画図、施設内容等図面、現況等写真、上記調書への記述・掲載が困難な書類などを、必要に応じて添付する。

1. 事業説明シート

事業名	事業箇所	路線(川) 工区名	事業主体
(1) 事業の概要		(3) 既整備内容	
①課題・背景			
②整備目標・効果 主要目標		※評価基準値	
		<	
		<	
副次目標		<	
		<	
副次効果			
③目標達成の方法		(4) 上位計画等の位置付け	
(2) 整備内容		(5) 事業位置図等	
①整備内容:			
②着手年度:		③完成見込年度:	
⑤年度別の整備内容		④総事業費: B/C:	

図表 10 妥当性評価調書(個票)の構成

②事業説明シートの記入方法

〔事業の概要〕

①課題・背景

対象事業(地区・箇所)により解決を図る課題、及びその背景を明確に記載する。

課題については、可能な限り定量的な表現に努めるとともに、課題の整理に当たり用いた資料・データの出典を明記する。

②整備目標・効果

対象事業(地区・箇所)の主要目標、副次目標、副次効果を整理する。

□主要目標

主要目標と評価対象事業の関係(図表4)を参照しながら、対象事業(地区・箇所)の主要目標を記載する。

□副次目標

副次効果体系(図表14)で整理されている、主要目標に対応する主要目標項目を参考に、対象事業(地区・箇所)で想定される副次効果を記載する。

□副次効果

副次効果体系(図表15)で整理されている、主要目標に対応する副次効果項目を参考に、対象事業(地区・箇所)で想定される副次効果を記載する。

③目標達成の方法

対象事業(地区・箇所)による、主要目標の達成方法を具体的に記述する。方法については、可能な限り定量的な表現に努める。また、新規、改良等の別を合わせて記載する。

〔整備内容〕

①整備内容

対象事業(地区・箇所)の整備内容を記載する。

②着手年度 ③完成見込年度

対象事業(地区・箇所)の整備予定を年度単位で記載する。

④総事業費

対象事業(地区・箇所)の総事業費を百万円単位で記載する。また、内訳(国費・県費等)について、事業費と総事業費に対する比率を併記する。

⑤年度別の整備内容

年度別の整備内容を記載するとともに、各年度の事業費を百万円単位で整理する。整備内容としては、用地買収の期間も含む。

1. 事業説明シート〔記入例〕

(左)

事業名	緊急道路整備改築費	事業箇所	塩山市花園												
<p>(1) 事業の概要</p> <p>①課題・背景</p> <p>本路線の花園地内は、幅員が狭小で歩道もなく交通の隘路となっているため、未改良区間の解消を図る必要がある。</p> <p>※現道交通状況 (H11 センサス) → 交通量 1,346 台/日 混雑度 0.91</p> <p>②整備目標・効果</p> <p><input type="checkbox"/> 主要目標 ・市街地内の交通の円滑化</p> <p><input type="checkbox"/> 副次目標 ・歩行者等の安全性の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 副次効果 ・走行安全性の確保</p> <p>③目標達成の方法</p> <p>・(主) 塩山勝沼線の塩山市花園地内における L=660m について、片側歩道 2.5m の設置を含めたバイパス整備</p> <table data-bbox="347 987 815 1120"> <tr> <td>車線数</td> <td>1</td> <td>→</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>車道幅員</td> <td>3.9m~5.4m</td> <td>→</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>歩道幅員</td> <td>0m</td> <td>→</td> <td>2.5m</td> </tr> </table>				車線数	1	→	2	車道幅員	3.9m~5.4m	→	6.0m	歩道幅員	0m	→	2.5m
車線数	1	→	2												
車道幅員	3.9m~5.4m	→	6.0m												
歩道幅員	0m	→	2.5m												
<p>(2) 整備内容</p> <p>①整備内容 道路改良 L=660m W=6.0 (10.0) m</p> <p>②着手年度 H16 年度 ③完成見込年度 H19 年度</p> <p>④総事業費 約 600 百万円 (国費 330 百万円 (5.5/10) 県費 270 百万円 (4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 (事業費)</p> <table data-bbox="252 1503 1094 1680"> <tr> <td>H16 年度</td> <td>用地買収</td> <td>170 百万円</td> </tr> <tr> <td>H17 年度</td> <td>用地買収</td> <td>170 百万円</td> </tr> <tr> <td>H18 年度</td> <td>道路改良 L=330m</td> <td>130 百万円</td> </tr> <tr> <td>H19 年度</td> <td>道路改良 L=330m</td> <td>130 百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 既整備内容・期間・事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既整備内容 (主) 塩山勝沼線 L=610m W=6.0 (10.0) m ・期間 H12~H15 (平成 15 年度完成予定) ・事業費 7.7 億円 				H16 年度	用地買収	170 百万円	H17 年度	用地買収	170 百万円	H18 年度	道路改良 L=330m	130 百万円	H19 年度	道路改良 L=330m	130 百万円
H16 年度	用地買収	170 百万円													
H17 年度	用地買収	170 百万円													
H18 年度	道路改良 L=330m	130 百万円													
H19 年度	道路改良 L=330m	130 百万円													

〔既整備内容〕

事業説明シート作成時点を含む年度内における、対象事業(地区・箇所)に関連する事業の既整備内容・期間・事業費を記載する。

〔上位計画等の位置づけ〕

対象事業(地区・箇所)が中・長期計画等の中で記載されている場合、対象計画名を掲載する。計画名を記載した場合は、公表済みか、内部資料かの別を明記する。なお、現在策定中の計画への記載が予定されている場合は、その旨を記載する。

〔事業位置等図〕

対象事業(地区・箇所)の位置・事業規模、受益範囲等を認識できる図面を掲載する。図面の縮尺は、対象事業(地区・箇所)の規模にもよるが、概ね1万分の1前後(地図上の1cmが実測で100mに相当)を目安とする。

1. 事業説明シート〔記入例〕

(右)

(区分) (国補)・県単

<p>地区名</p>	<p>(主) 塩山勝沼線 (花園バイパス)</p>	<p>事業主体</p>	<p>山梨県</p>
<p>(3) 既整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既整備内容 (主) 塩山勝沼線 L=610m W=6.0 (10.0) m ・期間 H12～H15 (平成 15 年度完成予定) ・事業費 7.7 億円 			
<p>(4) 上位計画等の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在策定中の道路長期計画に位置づける予定 			
<p>(5) 事業位置等図</p>			

③評価シートの記入方法

〔公共関与の妥当性〕

行政が行うべき事業かどうかを確認するため、次の視点を参考に、対象事業(地区・箇所)に対する公共関与の理由を整理する。

- ・ 初期投資、維持管理、運営に見合う料金徴収の困難さ（民間参入の困難さ）
- ・ 個人的利益に比した社会的利益の大きさ ・ 社会的な不利益・損失の是正
- ・ 市場の不完全性の補完 ・ 地域独占の事業への関与
- ・ 公平性（シビルミニマム）の確保 等

上記を踏まえ、行政が行うべき事業と判断される場合は、「妥当」を選択。

〔事業執行主体の妥当性〕

県が行うべき事業かどうかを確認するため、次の視点を参考に、事業執行主体の妥当性を整理する。県代行業業など、下記視点到該当しない理由がある場合は、当該理由を整理し説明する。

- ・ 法令や補助要件で規定されている ・ 県全域など広域を対象としている
- ・ 市町村と県との役割分担による 等

なお、法令や補助要件等で規定されている場合は、法令等の名称及び要点を、効果が広域的に発生する場合はその概ねの地理的範囲を、また、市町村との役割分担が定めてある場合はその役割分担の内容を具体的に説明する。

上記を踏まえ、県が行うべき事業と判断される場合は、「妥当」を選択。

〔経済効率性〕

経済効率性を確認するため、費用Cとその内訳、便益Bとその内訳、費用便益比 B/C と国で設定された対象事業(地区・箇所)の採択基準値を記載する。なお、事業規模が小さく、費用便益分析の実施が事業費の相当部分を占めることになる事業(地区・箇所)は、経済効率性が確保されていることを定性的に説明する。

費用便益比 B/C が国の採択基準値等を超えている場合、「妥当」を選択。

〔事業実施・規模の妥当性〕

事業貢献度の程度、工期、同等施設等（計画を含む）の有無、対象事業(地区・箇所)周辺における既整備状況、必要整備内容等から、事業実施の妥当性、事業規模の妥当性を整理する。

□事業貢献度の程度

対象事業(地区・箇所)による事業貢献度の程度を記載する。

□工期

対象事業(地区・箇所)の工期を記載する。

□同等施設等（計画を含む）の有無

事業実施の妥当性を確認するため、事業対象エリア（市町村、流域、受益者）内に、以下に示すような同等施設（計画を含む）がないかどうかを記載する。

ある場合は「有」、ない場合は「無」を選択。

- ・ 道路 : 現道、バイパス、農道、林道等
- ・ 農道・林道 : 既存農林道、道路等
- ・ 砂防・治山 : 砂防堰堤、治山堰堤、流路工等
- ・ 農業用排水路: 既存用排水路、河川、河川用ポンプ場等
- ・ 活性化施設、林構施設: 既存・計画中の公共施設等
- ・ 下水道関係 : 公共下水、集落排水、合併浄化槽 など

同等施設（計画を含む）がある場合はその整備内容・期間・事業費を記載する。

□必要整備内容とその根拠

事業規模の妥当性を確認するため、必要整備内容とその根拠を記載する。

上記を踏まえ、事業実施・規模の妥当性が確認される場合は、「妥当」を選択。

2. 評価シート〔記入例〕

(左)

(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)	選択 (妥当・妥当でない)																																																				
(理由) ・地域の生活道路であるとともに〇〇と〇〇を結ぶ幹線として機能し、極めて公共性が高い。																																																					
(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべき事業か)	選択 (妥当・妥当でない)																																																				
(理由) ・道路法第15条の規定により県が実施すべき事業である。																																																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 妥当な場合は「妥当」を、妥当でない場合は「妥当でない」をプルダウンで選択(他の項目も同様) </div>																																																					
(3) 経済効率性	選択 (妥当・妥当でない)																																																				
(理由)																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">総事業費</td> <td style="width: 15%;">3,500</td> <td style="width: 15%;">百万円</td> <td style="width: 10%;">工期</td> <td style="width: 15%;">H20～H27</td> <td style="width: 10%;">基準年</td> <td style="width: 10%;">H19</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経済効率性</td> <td>費用</td> <td colspan="2">2,200</td> <td>百万円</td> <td>便益</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td>建設費</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td>百万円</td> <td>走行時間短縮</td> <td>〇〇</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td>百万円</td> <td>走行経費減少</td> <td>〇〇</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交通事故減少</td> <td>〇〇</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他※</td> <td>〇〇</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B/C</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">2.3</td> <td></td> </tr> </table> <p>※その他は、〇〇便益、〇〇便益</p> <p>費用便益比 (B/C) は、国の採択基準1.0を超えている。</p>			総事業費	3,500	百万円	工期	H20～H27	基準年	H19	経済効率性	費用	2,200		百万円	便益	5,000		建設費	〇〇		百万円	走行時間短縮	〇〇	百万円	維持管理費	〇〇		百万円	走行経費減少	〇〇	百万円					交通事故減少	〇〇	百万円					その他※	〇〇	百万円		B/C				2.3		
	総事業費	3,500	百万円	工期	H20～H27	基準年	H19																																														
経済効率性	費用	2,200		百万円	便益	5,000																																															
	建設費	〇〇		百万円	走行時間短縮	〇〇	百万円																																														
	維持管理費	〇〇		百万円	走行経費減少	〇〇	百万円																																														
					交通事故減少	〇〇	百万円																																														
					その他※	〇〇	百万円																																														
	B/C				2.3																																																
(4) 事業実施・規模の妥当性	選択 (妥当・妥当でない)																																																				
(理由) ・県道塩山勝沼線の他に同等の施設はなく、既整備済み区間から現道に接続する間を現道拡幅及びバイパスとして整備する計画とした。																																																					
<input type="checkbox"/> 同等施設等 (計画を含む) の有無 <有・ 無 >																																																					
(状況)																																																					

□必要整備内容とその根拠

(状況)

☆道路は、計画交通量等をベースに必要な幅員とか、路線の位置(***を結ぶ最短距離であるとか、住宅地域を避けたとか)の根拠を記載する。

☆河川は、改修する幅と深さの根拠を記載する。

☆急傾斜は、擁壁の規模(この地形では、この幅のこの高さの擁壁が必要であるとか)の根拠を記載する。

☆農政部の総合整備事業等は、施設毎に必要な整備内容の根拠を記載する。

ほ場の整備内容、新設・拡幅農道の位置、新設・改修用排水路の位置、活性化施設の位置と規模、農村公園の位置と規模などの根拠

☆砂防、治山は、土砂整備率などの根拠を記載する。 など

〔整備手法の有効性〕

対象事業(地区・箇所)の整備手法について、以下の視点を参考に他の整備手法と比較し、最も有効な手法であるかどうかを記載する。

- ・ 事業効果
- ・ コスト
- ・ 整備完了時期
- ・ 耐用年数
- ・ 要配慮者への配慮
- など

□他の整備手法の有無

個別調整会議等を事前に行い、その結果を踏まえながら、以下に示すような他の整備手法の可能性があるかどうかを記載する。他の整備手法の可能性がある場合は「有」、ない場合は「無」を○印で囲む。

- ・ 道路 : 現道、バイパス、農道、林道等
- ・ 農林道 : 既存農林道、道路
- ・ 農業用排水路 : 改修、新設、河川、河川用ポンプ場等
- ・ 活性化施設 : 林構施設、公共施設等
- ・ 砂防事業、治山事業 : 砂防堰堤、治山堰堤、流路工等
- ・ 河川 : 河川改修、砂防護岸工等
- ・ 下水道 : 公共下水、集落排水、合併浄化槽 など

上記を踏まえ、整備手法の有効性が確認される場合は、「妥当」を選択。

〔環境負荷等への配慮〕

対象事業(地区・箇所)により、自然環境等(生態系、生活、景観等)に対して想定される負荷にはどのようなものがあるかを記載する。

想定される負荷がある場合は、自然環境への負荷の程度、負荷を下げる手法・工法等を具体的かつ可能な限り定量的に記載する。なお、環境アセスメントを実施した場合は、その結果を整理し、説明する。公共事業景観検討実施要領に基づき景観検討を実施した事業については、その結果を整理し、説明する。

想定される負荷がない場合は「ない」と記載する。

上記を踏まえ、環境負荷等への配慮の面で妥当性が確認される場合は、「妥当」を○印で選択。

〔事業計画の熟度〕

対象事業(地区・箇所)について、地域の同意や法手続き、土地取得上の要因など、事業計画の遂行にあたり阻害する要因がないかどうかを記載する。

阻害要因がある場合、対象となる阻害要因を解消できるかどうか、解消可能な場合は解消するための手法(地元説明会・研究会等の開催、P I手法の導入)、解消状況などを具体的に記載する。

事業計画遂行の阻害要因がない場合は「ない」と記載する。

上記を踏まえ、事業計画の熟度の面で妥当性が確認される場合は、「妥当」を選択。

〔総合評価〕

上記各項目の評価結果を踏まえ、実施が妥当であるかどうかを判断する。

全ての項目について妥当と評価されている場合は、「妥当」を選択。

2. 評価シート〔記入例〕

(右)

(5) 整備手法の有効性	選択 (妥当・妥当でない)
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩山市花園地区の未整備区間の解消を図るにあたり、現道拡幅とバイパス部を計画することにより地域の負担をなるべく小さくし、既整備済み区間から現道に接続するまで最も経済的な計画とした。 <p><input type="checkbox"/>他の整備手法の有無 選択 (有・無)</p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現道は人家が連担しており、家屋の移転等が多数生じるため、コスト、整備期間、地域コミュニティ維持等の面から現道拡幅よりバイパス設置が適当である(詳細は別紙参照)。また、県道の整備であり、道路法上農道事業での整備は不可能である。 	
(6) 環境負荷等への配慮	選択 (妥当・妥当でない)
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通過交通がバイパスに転換し現道交通量は1,500台/日に減少する見込みであり、現道沿線地域の騒音、大気汚染等への影響は大幅に軽減される。バイパス部は主に畑地帯を通過し大幅な地形改変は生じないため、自然環境への影響は少ないと想定されるが、設計に当たっては負荷が最小限となるよう十分配慮する。 	
(7) 事業計画の熟度	選択 (妥当・妥当でない)
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元区からの強い整備要望に基づいており、地域の同意は得られている。今後計画説明会等を通じ合意形成を図る。国の管理する〇〇川を渡るが、河川法等に基づいた計画であり、手続きに時間を要するが阻害要因にはならない。 	
《 総合評価 》	選択 (妥当・妥当でない)

(理由)

- ・ 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。

④添付資料シートの記入方法

整備計画図（拡大、詳細）

対象事業(地区・箇所)の整備計画図を添付する。

施設内容等図

対象事業(地区・箇所)の施設内容を示した図を添付する。

現況等写真

対象事業(地区・箇所)周辺の現況を示す写真を貼付する。

同等施設等（計画を含む）の状況（計画）図・写真

同等施設等（計画を含む）がある場合、その施設等の状況（計画）を示す図・写真を貼付する。

複数整備手法の詳細比較表・図 など

対象事業(地区・箇所)と他の整備手法の詳細な比較を行った表・図などを添付する。

3. 添付資料シート〔記入例〕

整備計画図（拡大、詳細）

施設内容等図

現況等写真

同等施設等（計画を含む）の状況（計画）図・写真

複数整備手法の詳細比較表・図 など

(3)妥当性評価の判定方法

①～⑦の各項目について、次の方法に従って「妥当」または「妥当でない」の判定を行い、それらの結果を踏まえ、「⑧総合評価」で、評価対象事業(地区・箇所)が「妥当」または「妥当でない」のいずれに該当するか、判定を行う。

①公共関与の妥当性

公共が関与する必要がある事業であることを説明可能な場合、「妥当」と判定する。

②事業執行主体の妥当性

国や市町村ではなく、本県が実施すべき理由を説明可能な場合、「妥当」と判定する。

③経済効率性

費用便益分析の結果(費用便益比: B/C)を整理し、国の採択基準値等を超えている場合、あるいは、経済効率性があると判断できる説明がある場合、「妥当」と判定する。

④事業実施・規模の妥当性

事業に明確なねらいがあり大きな効果が想定できること、妥当な工事期間であること、同等施設等がなく二重投資でないことなどを確認し、評価対象事業(地区・箇所)を実施することが妥当であるとともに、当該事業(地区・箇所)の必要整備内容とその根拠を定量的に整理し、整備規模が過大でなく最適であると判断できる場合、「妥当」と判定する。

⑤整備手法の有効性

他の整備手法がある場合は、当該計画案の整備手法が、事業効果、コスト、整備完了時期、耐用年数、要配慮者への配慮などの観点から、最も有効な手法である場合、「妥当」と判定する。他の整備手法が想定できない場合は、対象事業の整備手法の妥当性を事業効果、コスト、整備完了時期、耐用年数、要配慮者への配慮などの観点から説明可能な場合、「妥当」と判定する。

⑥環境負荷等への配慮

環境への負荷が想定されない場合、「妥当」と判定する。

想定される負荷がある場合は、その負荷を下げる手法、工法等が自然環境等(生態系、生活、景観等)に対して十分に配慮していると判断できる場合、「妥当」と判定する。

⑦事業計画の熟度

阻害要因がない場合、「妥当」と判定する。

事業(計画)の遂行を阻害する要因がある場合には、事業計画の熟度に問題がないと判断している場合、「妥当」と判定する。特に、畜産環境対策事業など、周辺地域住民が生活環境に影響を及ぼすと考える施設については、十分な同意が得られている場合のみ「妥当」と判定する。

⑧総合評価

①から⑦までの評価結果がいずれも「妥当」である場合、評価対象事業(地区・箇所)の実施を「妥当」と判定する。

なお、評価時点では「妥当」と判断できないが事業着手までには、「妥当」と判断できる項目がある場合も、総合評価は「妥当」と判定する。

(4)公共事業等事前評価結果整理表への転記

「妥当性評価調書(個票)」による各対象事業(地区・箇所)の評価結果について、それぞれ「公共事業等事前評価結果整理表」における妥当性評価の各項目に転記する。ここで、“妥当”の場合は○印を、“妥当でない”場合は×印を記載する。また、事業着手までには「妥当」と判断できる項目も○印を記入する。

各事業(地区・箇所)について、いずれか1項目でも妥当性が確保されていない場合の評価結果は、“再検討”とする。(総合評価における「妥当でない」に相当)

公共事業等事前評価結果整理表（記入例）

主要目標番号	1.1-1.(1)
対象事業	道路・街路事業、農道事業
主要目標	生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上

「妥当性評価調書(個票)」による評価結果について、それぞれ「公共事業等事前評価結果整理表」の妥当性評価の各項目に転記する。“妥当”の場合は○印を、“妥当でない”場合は×印を記入する。

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	妥当性評価						有識者 ランク	混雑時 走行速度 (km/h)	現在の平日交通量 (台/12h)	副次効果 ランク	評点	ランク	総合意見	評価結果
		公共開 と、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業実 施、規 模の妥 当性	整備手 法の有 効性	環境負 荷への 配慮	事業計 画の熟 度								
実走行速度が高く、利用者の多い区間を優先する。	国道①	○	○	○	○	○	○	b	43	11,506	2	4	Ⅲ		実施
	国道②	○	○	○	○	○	○	b	25	1,249	2	2	Ⅲ		実施
	国道③	○	○	○	○	○	○	a	21	14,645	2	4	Ⅰ		実施
	国道④	○	○	○	○	○	○	c	55	2,515	2	3	Ⅳ	優先度ランクがⅣ(最下位)のため次年度送り	次年度
	国道⑤	○	○	○	○	○	○	b	53	11,216	2	3	Ⅲ	走行速度改善効果が低いので次年度送り	次年度
	県道①	○	○	○	○	○	○	a					Ⅰ	早急に実施する必要あり	実施
	県道②	○	○	○	○	○	○	a					Ⅰ	早急に実施する必要あり	実施
	県道③	○	○	○	○	○	○	a					Ⅰ		実施
	県道④	○	○	○	○	○	○	b					Ⅱ		実施
	県道⑤	○	○	○	○	○	○	a	17	10,906	1	6	S1	早急に実施する必要あり	実施
	県道⑥	○	○	○	○	×	○						Ⅱ	再検討 環境負荷への配慮が十分でない	再検討
	県道⑦	○	○	○	○	○	○	b	26	1,346	1	5	Ⅱ		実施
	街路①	○	○	○	○	○	○	a	102	15,420	1	7	S1	早急に実施する必要あり	実施
	街路②	○	○	○	○	○	×						Ⅱ	再検討 地域の同意が十分とられていない	再検討
	基準値								30	3,529	基準値		4.6		

各事業(地区・箇所)について、いずれか1項目でも妥当性が確保されていない場合の評価結果は、“再検討”とする。

5. 貢献度評価

(1) 貢献度評価の作業手順

主要目標への貢献度評価の作業手順は、次の通りである。

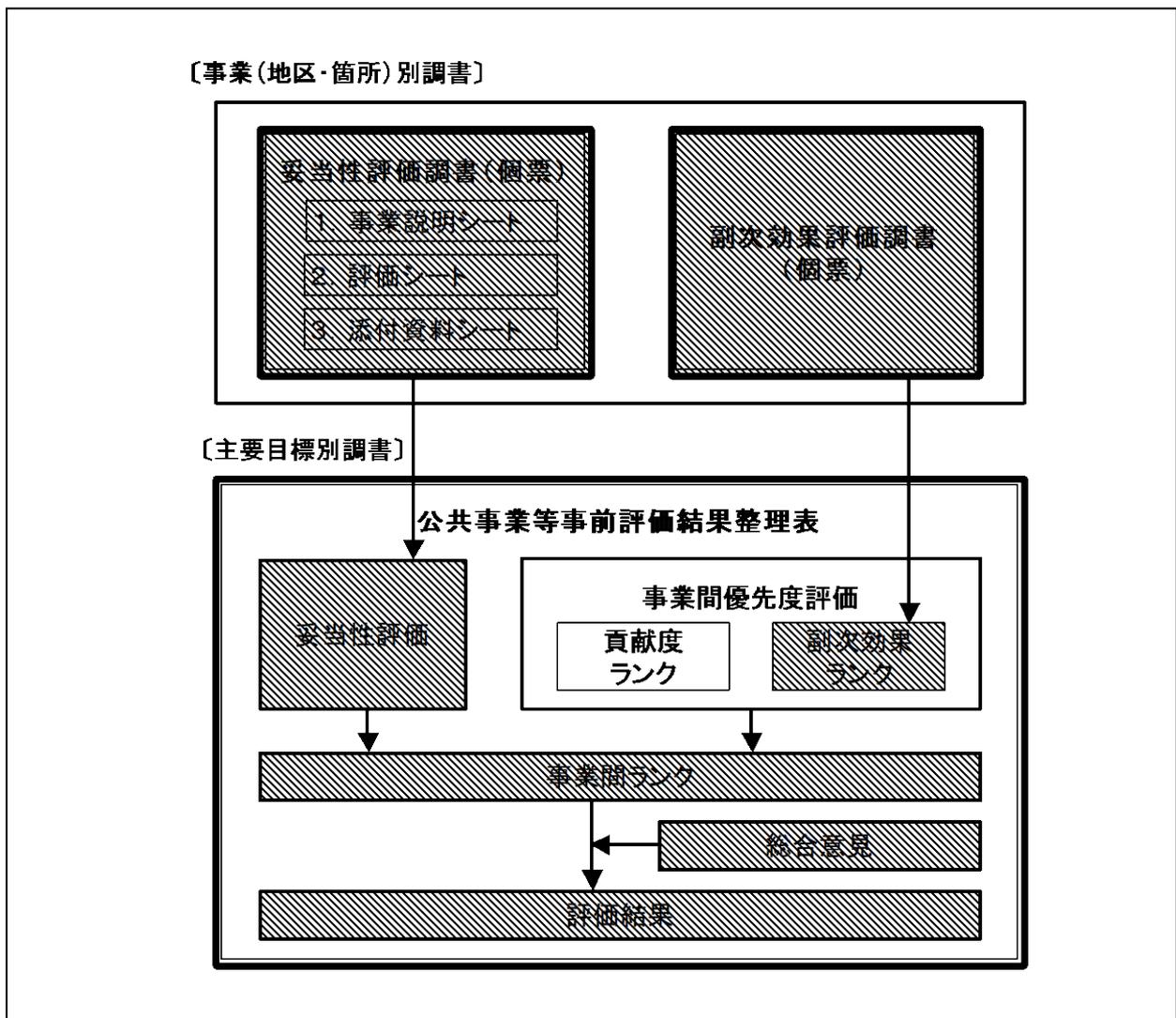
まず、各対象事業(地区・箇所)の指標値を求める。指標値の求め方については、27頁以降に整理した主要目標ごとの個票を参照しながら行う。具体的には、各個票で整理されている評価指標の指標式、定義、算出・測定方法、データ出典に従って各対象事業(地区・箇所)の指標値を求める。

次に、算出した貢献度指標ごとに、当該指標値が基準値を満たしているかどうかを判定する。基準値については、27頁以降に整理した主要目標ごとの個票に掲載している。

最後に、基準値を満たしている指標の組み合わせによって貢献度ランクを設定する。貢献度ランクの設定方法については、27頁以降に整理した主要目標ごとの個票に掲載している。

なお、「地滑り被害の防止」については、災害復旧事業に準じるものとして、優先度評価を実施せず、妥当性評価のみを実施して事業実施の是非を判断するものとするが、75頁に示した採点表(出典:国土交通省「新規採択評価」採点表)により指標値を求め、「公共事業等事前評価結果整理表」に転記するものとする。

図表 1 1 主要目標への貢献度評価の作業手順



(2)貢献度指標による評価の実施方法

対象事業(地区・箇所)ごとの貢献度を評価し、貢献度ランク「a」、「b」、「c」の3つに区分する。貢献度ランクの区分方法については、27頁以降に整理した主要目標ごとの個票に掲載している。

主要目標番号	I. I-1.(1)	事業分野	道路	主要目標	生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	
ねらい	地方生活圏中心都市・2次生活圏中心都市や拠点機能(高速道路IC、特急停車駅等)へのアクセスの円滑化を図るため、対象区間において、一定速度以上での走行が可能となる道路整備を進める。					
優先順位付けの考え方	実走行速度が遅く、利用者の多い区間を優先する。					
評価指標の設定			評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等	
現状水準(公平性)	混雑時走行速度	長期構想目標値	30km/h	—	長期構想『やまなしの道づくり新構想』	
現状水準(効率性)	自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」	
貢献度評価の方法	<p>「混雑時走行速度」と「自動車交通量」の2軸評価による。</p> <p>※1 混雑時走行速度 : 基準値以下の場合、「小」 ※2 自動車交通量 : 基準値以上の場合、「大」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
混雑時走行速度	指標式	評価対象区間の混雑時走行速度(km/h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、混雑時の走行速度が改善される現在ある道路の区間
		混雑時旅行速度: 最も混雑する時間帯に混雑している方向に走行した場合の停止時間を含めて算出した平均速度(km/h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、実際に走行することにより、混雑時旅行速度を求める。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測	

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の自動車交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、混雑時の走行速度が改善される現在ある道路の区間
		自動車交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」 又は実測	

主要目標 番号	I. I-1.(2)	事業分野	道路	主要目標	市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	
ねらい	市町村中心地や大規模拠点施設(工業団地、大規模集客施設等)へのアクセスの確実性の向上と円滑化を図るため、整備水準の低い区間(狭小幅員、高さ制限、重量制限)の道路整備を進める					
優先順位付けの考え方	大型車のすれ違い不能区間が多い路線で、実走行速度が遅い区間を優先する。					
評価指標の設定			評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等	
現状水準 (公平性)	道路改良率	県管理道路の平均値	65%	令和4年4月1日	山梨県道路現況調査	
現状水準 (公平性)	混雑時走行速度	長期構想目標値	30km/h	—	長期構想『やまなしの道づくり新構想』	
貢献度評価の方法	<p>「道路改良率」と「混雑時走行速度」の2軸評価による。</p> <p>※1 道路改良率 : 基準値未満の場合、「小」 ※2 混雑時走行速度 : 基準値以下の場合、「小」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
道路改良率	指標式	$\text{評価対象路線の道路改良率}(\%) = \frac{\text{評価対象路線の車道幅員}5.5\text{m以上の区間}(\text{m})}{\text{評価対象路線の実延長}(\text{m})} \times 100$
	定義	車道幅員5.5m以上道路延長率: 評価対象事業を実施する市町村における、評価対象路線の実延長に対する幅員5.5m以上の区間の割合
		車道幅員5.5m: 大型車がすれ違い可能な幅員
	算出・測定方法	最新の「道路現況表」により、評価対象路線の実延長および車道幅員5.5m以上延長を求める。
データ出典	道路管理課「道路現況表」	

評価指標	評価指標の詳細	
混雑時走行速度	指標式	評価対象区間の混雑時走行速度 (km/h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、混雑時の走行速度が改善される現在ある道路の区間
		混雑時旅行速度: 最も混雑する時間帯に混雑している方向に走行した場合の停止時間を含めて算出した平均速度 (km/h) ただし、山岳部等においては実走行速度とする。
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、実際に走行することにより、混雑時旅行速度を求める。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」 又は実測	

主要目標 番号	I. I-1.(3)	事業分野	道路	主要目標	市街地内の交通の円滑化
ねらい	市街地内の円滑な移動性を確保するため、交通渋滞や混雑が著しい区間の改善を図る。				
優先順位付けの考え方	道路の混雑度が高く、利用者が多い区間を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (効率性)	自動車交通量	県管理道路(市街地)の 平均値	7,387台/12h (平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通 情勢調査 一般交通量調査」
現状水準 (公平性)	混雑度	渋滞の発生混雑度	1.25	—	科学的知見
貢献度評価の方法	<p>「自動車交通量」と「混雑度」の2軸評価による。</p> <p>※1 自動車交通量 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 混雑度 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の自動車交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、交通渋滞や混雑が改善される現在ある道路の区間 交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
	データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測

評価指標	評価指標の詳細	
混雑度	指標式	$\text{評価対象区間の混雑度(平日)} = \frac{\text{交通量(平日、台/12h)}}{\text{交通容量(台/12h)}}$
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、交通渋滞や混雑が改善される現在ある道路の区間
		交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
		交通容量: 渋滞がなく通過できる理論上の12時間自動車台数(台/12h)
	算出・測定方法	交通量については、最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。 交通容量については、最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の算定結果を用いるか、同報告書に記載されている「算定方法」により求める。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、 又は実測	

主要目標番号	I. I-1.(4)	事業分野	道路	主要目標	集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上
ねらい	集落相互間及び最寄り道路から小規模拠点施設(公共・公益施設、農林水産業施設等)へのアクセスの確実性の向上を図るため、整備水準の著しく低い区間(狭小幅員、高さ制限、重量制限)の道路整備を進める。				
優先順位付けの考え方	安全に通行する幅員に満たない区間を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(公平性)	全幅員4.0m以上道路延長率	県内市町村道の平均値	65.0% 83.0%	令和4年4月1日	山梨県「道路現況表」
貢献度評価の方法	<p>「全幅員4.0m以上道路整備延長率」の1軸評価による。</p> <p>※全幅員4.0m以上道路延長率 : 基準値以下の場合、貢献度ランク「a」又は「b」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
全幅員4.0m以上道路延長率	指標式	$\text{評価対象路線の全幅員4.0m以上道路延長率(\%)} = \text{評価対象路線の全幅員4.0m以上の区間延長(m)} \div \text{評価対象路線の全体延長(m)} \times 100$
	定義	全幅員4.0m以上道路延長率: 評価対象路線の実延長に対する全幅員4.0m以上の区間割合
		全幅員:小型車がすれ違い可能な幅員
	算出・測定方法	最新の市町村道路台帳、農道台帳及び林道台帳を用いるか、現地で全幅員4.0m以上の道路延長を実測する。
データ出典	市町村道路台帳、農道台帳、林道台帳、実測	

主要目標番号	I. I -2.(1)	事業分野	治山・治水	主要目標	森林機能の維持・向上
ねらい	森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、荒廃の進んでいる森林の整備や林地の保全を図る。				
優先順位付けの考え方	流域の荒廃度が高く、整備が必要な森林の込み具合が高い地区を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (公平性) (必要性、 森林)	要整備森林の状況	林内状況5段階中位値	段階3	—	山梨県森林環境部
	林分密度	要整備森林の平均収量比数	0.8	—	山梨県「人工林収穫予想表」
現状水準 (公平性)	流域の荒廃度	林野庁採択基準	0.5%	直近	林野庁「民有林補助治山事業採択基準(水源地域整備)」
<p>「流域の荒廃度」、「要整備森林の状況」と「林分密度」による「整備が必要な森林」の2軸評価による。</p> <p>貢献度評価の方法</p> <p>※1 要整備森林の状況 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 林分密度 : 基準値以上の場合、「大」 ※3 流域の荒廃度 : 基準値以上の場合、「大」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
要整備森林の状況	指標式	要整備森林の状況(定性評価:5段階) 5:林内暗、下層植生なし、表土流出有り 4:林内暗、下層植生なし、表土流出なし 3:林内薄暗、下層植生貧弱 2:林内薄暗、灌木類なし、立体的樹冠構成 1:林内明、灌木類有り、立体的樹冠構成
	定義	要整備森林: 間伐等の遅れにより過密化し、かつ、表土の流出による崩壊や土砂、流木等の流出が発生するおそれのある水土保持機能が著しく低下した森林
	算出・測定方法	航空写真や調査簿等により要整備と判断した森林の現地の状況を目視等により調査し、判定する。
	データ出典	現地調査

評価指標	評価指標の詳細	
林分密度	指標式	要整備森林の収量比数(Ry)
	定義	収量比数(Ry): ある林分(樹種や樹高が概ね同じまとまりを持った森林)が有することができる最大の材積(幹の体積)と現状の材積の比を表したものである。森林の込み具合を示したもので、収量比数が高いほど、込み合っている。間伐の要否等、森林管理の指標となる。
	算出・測定方法	標準地調査により、対象林分の面積に応じて設定した標準地内の林木の種類、本数、樹高を求める。この結果から、林分密度管理図により、対象林分の収量比数を求める。 ※標準地調査:調査森林が広い場合、当該森林の平均的な状況をもつ箇所を標準地として選定、測定し、全面積に換算する調査方法 ※林分密度管理図:木の生育段階に応じた密度と材積との関係を表したものである。本数密度、幹材積、胸高直径、樹高と、収量比数の関係を表すグラフ
データ出典	林分密度管理図、現地調査	

評価指標	評価指標の詳細	
流域の荒廃度	指標式	山地荒廃率(%) = 荒廃地面積(ha) ÷ 山地面積(ha) × 100
	定義	山地面積: 整備計画地区の面積から保全対象施設(人家、道路、鉄道、公共施設等)の面積を除いたもの
		荒廃地面積: 山腹荒廃地面積、溪流荒廃地面積、荒廃森林面積を合算したものである
		山腹荒廃地: 豪雨による崩壊発生や山火事により、林木及び森林土壌が流出、焼失し、硬質な土壌もしくは基岩が露出して植物の生育に適さない状態となっている土地
		溪流荒廃地: 豪雨による溪岸の浸食が多数発生し、それら崩壊地からの土砂礫が溪流内に大量に堆積し、下流へ流出して被害を与える恐れのある状態を呈している溪流
荒廃森林: 強風、積雪、山火事、病害虫等による被害を受け、不健全な状態を呈している森林		
算出・測定方法	山地面積については、縮尺5千分の1の地形図により、求める。 荒廃地面積については、航空写真、調査簿、現地踏査により、求める。	
データ出典	地形図、航空写真、調査簿、現地調査	

主要目標 番号	I. I -2.(2)	事業分野	公園	主要目標	憩い空間の創出
ねらい	より多くの人々に憩い和める空間を提供するため、利用しやすい場所に大規模な公園を整備する。				
優先順位付けの考え方	利用者数が多く、周辺人口の多い公園を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果 (効率性)	計画年間利用者数	県内既存広域公園の平均値	208,022人/年	平成14年度	—
効果 (効率性)	30分アクセス可能人口の割合	県内既存広域公園の平均値	12%	平成17年	国勢調査
貢献度評価の方法	<p>「計画年間利用者数」と「30分アクセス可能人口の割合」の2軸評価による。</p> <p>※1 計画年間利用者数 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 30分アクセス可能人口の割合 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
計画年間利用者数	指標式	計画年間利用者数(人/年)
	定義	計画年間利用者数: 公園全体の供用開始後に想定される年間利用者数
	算出・測定方法	国土交通省「大規模公園費用対効果分析マニュアル」の総年間利用回数推計により、年間利用者数を求める。
	データ出典	国土交通省「大規模公園費用対効果分析マニュアル」

評価指標	評価指標の詳細	
30分アクセス可能人口の割合	指標式	30分アクセス可能人口の割合(%) =30分アクセス可能人口(人)÷県内総人口(人)×100
	定義	30分アクセス可能人口: 公園まで自動車を利用し、30分以内で到達できる範囲に居住する人口
		県内総人口:最新の国勢調査による県の総人口
	算出・測定方法	最新の道路時刻表と国勢調査により、公園まで自動車を利用し30分以内で到達できる範囲に居住する人口と県内総人口を求める。 ※周辺に競合公園が既にある場合は、30分アクセス可能人口から競合公園の30分アクセス可能人口を差し引く ※有料道路でのアクセスは除く
データ出典	国勢調査	

主要目標 番号	I. I -2.(3)	事業分野	下水道関連	主要目標	生活排水処理機能の向上	
ねらい	県民の生活排水処理に係る環境改善を図るため、生活排水処理水準の低い地域の施設整備を進める。					
優先順位付けの考え方	生活排水のクリーン処理率が低く、計画区域内人口密度の高い地区を優先する。					
評価指標の設定			評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等	
現状水準 (公平性)	生活排水クリーン処理率	整備構想目標値	88.9%	平成28年度	山梨県「生活排水処理施設整備構想」	
現状水準 (効率性)	計画地域人口密度	未整備地域の中央値 国土交通省採択基準	農業集落排水 :10人/ha 下水道 :40人/ha	平成17年 直近	山梨県「農業集落排水整備計画」 国土交通省「特定環境保全公共下水道国庫補助採択基準」	
貢献度評価の方法	<p>「生活排水クリーン処理率」と「計画地域人口密度」の2軸評価による。</p> <p>※1 生活排水クリーン処理率 : 基準値以下の場合、「小」 ※2 計画地域人口密度 : 基準値以上の場合、「大」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
生活排水クリーン処理率	指標式	生活排水クリーン処理率(%) $= \text{生活排水処理施設整備人口(人)} \div \text{行政人口(人)} \times 100$
	定義	評価対象地区: 評価対象事業の実施に伴い、生活排水クリーン処理率が改善される地区
		生活排水クリーン処理率: 行政人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合
	算出・測定方法	生活排水処理施設整備人口については、現状調査により、集合処理施設及び個別処理施設で整備された区域内の人口を求める。 行政人口については、最新の住民基本台帳により、評価対象地区所在市町村(圏域)の人口を求める。
データ出典	住民基本台帳、現状調査	

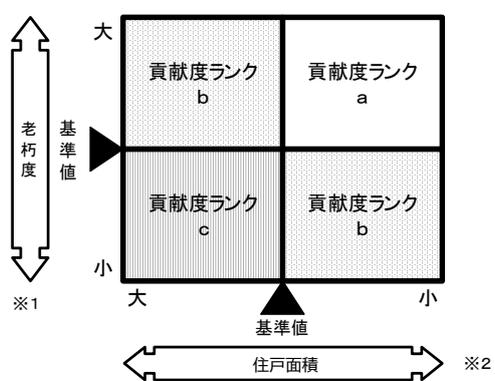
評価指標	評価指標の詳細	
計画地域人口密度	指標式	$\text{計画地域人口密度 (人/ha)} = \text{計画区域内人口 (人)} \div \text{計画区域内面積 (ha)}$
	定義	計画区域内人口： 集合処理施設及び個別処理施設を整備する計画区域内の人口
		計画区域内面積： 集合処理施設及び個別処理施設を整備する計画区域内の面積
	算出・測定方法	計画区域内の人口については、計画目標年次における対象市町村ごとの推計方針を基に算出した推定人口と、事業着手が確実な開発事業で想定される将来開発人口を合算して求める。 計画区域内面積については、基本計画書により求める。
データ出典	計画対象市町村の推定人口及び将来開発人口、基本計画書	

主要目標番号	I . I -2.(4)	事業分野	区画整理関連	主要目標	良好な市街地空間の確保
ねらい	良好な市街地空間を確保するため、区画の成形や土地の有効利用、公共空間の確保等を進める。				
優先順位付けの考え方	受益者数が多く、公共施設と宅地価格の上昇率が高い地区を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果 (公平性) (必要性)	公共施設比率の増分	施行済み区域の平均値	0.15	(25地区)	—
	宅地価格の上昇倍率	施行済み区域の平均値	1.57	(25地区)	—
効果 (効率性)	面積当たり受益者数	用途地域平均値	4,100人/km ²	平成16年度	山梨県「都市計画基礎調査」
貢献度評価の方法	<p>「面積あたり受益者数」、「公共施設比率の増分」と「宅地価格の上昇倍率」による「必要性」の2軸評価による。</p> <p>※1 公共施設比率の増分 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 宅地価格の上昇倍率 : 基準値以上の場合、「大」 ※3 面積あたり受益者数 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
公共施設比率の増分	指標式	$\text{公共施設比率の増分} = \text{整備後公共施設比率} - \text{整備前公共施設比率}$ $\text{公共施設比率} = \text{公共施設面積または公開空地面積 (ha)} \div \text{対象地区面積 (ha)}$
	定義	対象地区面積: 土地区画整理事業または市街地再開発事業を実施する地区の面積
		公共施設面積: 土地区画整理事業を実施する地区内の公共施設用地(道路、公園、緑地、公開空地等)の面積
		公開空地面積: 市街地再開発事業を実施する地区内の公共所有、民有の別にかかわらず一般に開放されている道路、公園、広場、駐車場等の空地の面積
算出・測定方法	各地区の事業計画書により、整備前と整備後の公共施設面積または公開空地面積、対象地区面積を求め、公共施設比率を算出する。	
データ出典	各地区の事業計画書	

評価指標	評価指標の詳細	
宅地価格の上昇倍率	指標式	宅地価格の上昇倍率＝整備後宅地平均単価または床平均単価(円/㎡) ÷整備前宅地平均単価または床平均単価(円/㎡)
	定義	宅地平均単価: 土地区画整理事業を実施する地区の事業計画書で算定した宅地の平均単価
		床平均単価: 市街地再開発事業を実施する地区の事業計画書で算定した床の平均単価
	算出・測定方法	土地区画整理事業では、最新の国土交通省「地価公示価格」及び山梨県「地価調査基準地価格」で示す対象地区の基準地価格に、国土交通省「区画整理土地評価基準(案)」が示す画地ごとの補正係数を乗じる方法により、整備前と整備後の宅地平均単価を求める。 市街地再開発事業では、近傍類似の土地・建物等の価格や事業に関する費用を考慮して、不動産鑑定により、整備前と整備後の床平均単価を求める。
データ出典	国土交通省「地価公示価格」、山梨県「地価調査基準地価格」、国土交通省「区画整理土地評価基準(案)」、不動産鑑定	

評価指標	評価指標の詳細	
面積当たり受益者数	指標式	面積当たり受益者数(人/㎢)＝受益者数(人)÷対象地区の面積(㎢)
	定義	対象地区面積: 土地区画整理事業または市街地再開発事業を実施する地区の面積
		受益者数: 土地区画整理事業では、事業を実施する地区の夜間人口 市街地再開発事業では、事業を実施する地区の住居系施設の夜間人口と商業系施設の昼間人口を合算した人口
		夜間人口: 土地区画整理事業では、事業を実施する地区の常住人口を基に推計するか、想定される土地利用を基に推計するか、住戸形式を想定し推計するかした計画目標年次の計画人口 市街地再開発事業では、整備する居住系の戸数を基に算出した計画人口
算出・測定方法	昼間人口:事業を実施する地区の商業店舗等の想定来客数	
算出・測定方法	土地区画整理事業では、対象地区の常住人口を基に推計した受益者数と、各地区の事業計画書に示す対象地区面積を用いる。 市街地再開発事業では、事業者の事業計画書を基に算出する受益者数と、各地区の事業計画書に示す対象地区面積を用いる。	
データ出典	計画対象地区の推定人口、各地区の事業計画書、事業者の事業計画書	

主要目標番号	I. I -2.(5)	事業分野	住宅	主要目標	適正な居住空間の確保
ねらい	県民の適正な居住水準を確保・維持するため、老朽化した公営住宅の建て替えを進める。				
優先順位付けの考え方	老朽度が高く、床面積が小さい住宅を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (公平性)	老朽度	対象住棟の耐用年数経過率	0.67	令和3年	山梨県公営住宅等長寿命化計画 (令和3年3月改訂)
現状水準 (公平性)	住戸面積	対象住棟の最大住戸面積	50.0m ² /戸	令和3年	山梨県公営住宅等長寿命化計画 (令和3年3月改訂)
貢献度評価の方法		<p>「老朽度」と「住戸面積」の2軸評価による。</p>  <p>※1 老朽度 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 住戸面積 : 基準値以下の場合、「小」</p>			

評価指標	評価指標の詳細	
老朽度	指標式	老朽度＝経過年数(年)÷耐用年限(年)
	定義	経過年数: 対象住棟の築年数
		耐用年限: 公営住宅法第44条第1項、同法施行令第12条第1項により規定されている年数
	算出・測定方法	公有財産台帳により、経過年数を算出し、老朽度を求める。
データ出典	公有財産台帳	

評価指標	評価指標の詳細	
住戸面積	指標式	住戸面積 (㎡) = 対象住棟の最大住戸面積 (㎡)
	定義	住戸面積: 廊下等の共用部分及び住戸のバルコニー等を除いた一戸の面積
	算出・測定方法	建替対象住棟の最大住戸面積については、県営住宅一覧台帳により、算出する。
データ出典	県営住宅一覧台帳	

主要目標 番号	I . I -2.(6)	事業分野	道路	主要目標	歩行者等の通行空間の確保
ねらい	歩行者や自転車利用者の快適な通行空間の確保、およびユニバーサルデザインの導入を推進する。				
優先順位付けの考え方	利用者(受益者)の多い区間、地域の顔となる駅の周辺、ユニバーサルデザインを導入すべき区間、他事業と連携する事業を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (効率性)	歩行者・自転車交通量	県管理道路の平均値	80人台/12h	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」
現状水準 (効率性)	主要駅(特急停車駅)からの距離、または駅と公益施設の連携	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	概ね1km 連携経路(※1)	-	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
現状水準 (効率性)	他事業との連携	一体施工の有無	-	-	
<p>”歩行者、自転車利用者数”、”主要駅(特急停車駅)からの距離、または駅と公益施設の連携”による「必要性」と「他事業との連携」の2軸評価による。</p> <p>貢献度評価の方法</p> <p>※1 バリアフリー基本構想において選定された「特定道路」の場合、貢献度ランク「a」とする ※2 歩行者・自転車交通量 : 基準値以上の場合、「多」 ※3 主要駅(特急停車駅)からの距離 : 基準値以内の場合、「有」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
歩行者、自転車利用者数	指標式	評価対象区間の歩行者・自転車交通量(人台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間 歩行者・自転車交通量: 平日における午前7時から午後7時までの12時間の歩行者数(人/12h)と自転車走行台数(台/12h)の合計
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
	データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測

評価指標	評価指標の詳細	
主要駅(特急停車駅)からの距離、または駅と公益施設の連携	指標式	主要駅(特急停車駅)からの距離(km) または、駅から公益施設へのアクセス経路
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される道路の区間
		主要駅: JR線、富士急行線における特急停車駅 公益施設: 「高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」(バリアフリー新法)
	算出・測定方法	主要駅(特急停車駅)からの距離:駅からの直線距離。 駅から公益施設へのアクセス経路:駅から公益施設の動線を設定。 公益施設は官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要(バリアフリー新法に準拠)。動線は駅から概ね1km以内を目安とするが、現状を踏まえて設定する。 ※概ね1km:徒歩圏域。「地方生活圏要覧(H5)」のP2「標準的な圏域構成」における基礎集落圏の最小圏域範囲を採用。通常の行動において、徒歩での移動の上限は30分(2km)とされることから、ここでは徒歩圏域を往復30分(片道1km)とする。
データ出典	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号)	

評価指標	評価指標の詳細	
他事業との連携	指標式	一体施工の有無
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、良好な景観が確保される区間
		一体施工: 改築、拡幅、歩道整備等の道路事業と一体的に整備することにより、工期、費用の短縮・縮減が図れる事業区間。
	算出・測定方法	予備調査による概算工費算出。 状況に応じて、「一体施工の場合の工費」「単独施工の場合の工費(円/m)」の比較検討。
データ出典	無電柱化に係るガイドライン	

主要目標 番号	I.I-2.(7)	事業分野	道路	主要目標	道路景観の向上
ねらい	主要観光地等において、景観整備による魅力向上を図る事業を進める。				
優先順位付けの考え方	主要観光地、景観形成に関する意欲が高い地域の事業を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (効率性)	主要観光地	該当非該当	-	過去5年間平均値	山梨県観光客動態調査による圏 域区分単位観光客数
現状水準 (効率性)	景観形成に取り組んでいる地域	指定の有無 風致地区、地区計画 景観重要公共施設 景観地区、景観形成住民協定地区 日本風景街道 富士山景観配慮地区 伝統的建造物群保存地区 歴史的風致維持向上計画に定める 重点区域、自然公園内の特別地域	-	-	都市計画法 景観法 山梨県景観条例 風景街道地方協議会への登録 山梨県世界遺産富士山の保全 に係る景観配慮の手続に関する 条例 文化財保護法 歴史まちづくり法 自然公園法
貢献度評価の方法	<p>「主要観光地」と「景観形成に取り組んでいる地域」の2軸評価による。</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
主要観光地	指標式	主要観光地に該当非該当
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、良好な景観が確保される区間
		主要観光地: 山梨県観光客動態調査において、観光客数が、直近の過去5年間に70万人を超えたことがある観光地 ※観光客数70万人/年:県内主要観光地における概ねの平均値
	算出・測定方法	山梨県観光客動態調査
データ出典	山梨県観光客動態調査	

評価指標	評価指標の詳細	
景観形成に取り組んでいる地域	指標式	風致地区、地区計画、景観重要公共施設、景観地区、景観形成住民協定地区、日本風景街道、富士山景観配慮地区、伝統的建造物群保存地区、歴史的風致維持向上計画に定める重点区域、自然公園内の特別地域の指定の有無
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、良好な景観が確保される区間
		風致地区、地区計画: 都市計画法に基づく、都市計画決定
		景観重要公共施設: 景観形成区域内(景観法)で、景観計画に基づいて整備する公共施設(道路等)
		景観地区、景観形成住民協定地区: 山梨県景観条例に基づく指定
		日本風景街道: 風景街道地方協議会に登録された地域の景観形成対象道路
富士山景観配慮地区: 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例に基づく指定		
伝統的建造物群保存地区: 文化財保護法に基づく指定		
歴史的風致維持向上計画に定める重点区域: 歴史まちづくり法に基づく指定		
自然公園内の特別地域の指定の有無: 自然公園法に基づく指定		
算出・測定方法	指定の確認(各管轄部局)	
データ出典	都市計画法 景観形成団体(景観法)が作成した景観計画 中部地方風景街道連絡会(八ヶ岳南麓風景街道、環(ぐるり)富士山風景街道)	

主要目標 番号	I . I -3.(1)	事業分野	農村生活・生産基盤	主要目標	中山間地域等の農村生活・生産機能の向上
ねらい	農村の定住促進を図るため、農村生活・生産環境基盤の一体的な整備を進める。				
優先順位付けの考え方	農業所得の増加額が大きく、生活環境施設受益者数、農村公園受益者数、交流施設利用者数が多い地区を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果 (効率性)	面積当たり農業所得の増加額	過年度事業の平均値	1,322円/ha	14年間 (H14～H27)	—
効果 (効率性) (需要)	施設当たり生活環境施設受益者数 ※交流施設の利用者数は除く	過年度事業の平均値	245人/カ所	14年間 (H14～H27)	—
	面積当たり農村公園受益者数 ※交流施設の利用者数は除く	過年度事業の平均値	762人/千㎡	14年間 (H14～H27)	—
	交流施設当たり利用者数	過年度事業の平均値	65人/日/施設	14年間 (H14～H27)	—
貢献度評価の方法	<p>「面積当たり農業所得の増加額」と、「施設数当たり生活環境施設受益者数」、「農村公園対象者数÷農村公園面積」、「各交流施設利用者数の合計÷交流施設数」による「必要性」の2軸評価による。</p> <p>※1 施設当たり生活環境施設受益者数 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 面積当たり農村公園受益者数 : 基準値以上の場合、「大」 ※3 交流施設当たり利用者数 : 基準値以上の場合、「大」 ※4 面積当たり農業所得の増加額 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
面積当たり農業所得の 増加額	指標式	$\text{面積当たり農業所得の増加額(円/ha)} = \frac{\text{農業所得の増加額(千円)}}{\text{経営耕地面積(ha)}} \times 1,000$
	定義	農業所得の増加額: 評価対象地区で計画している農業生産基盤の整備により発生する年間所得の増加額
		経営耕地面積: 評価対象地区の受益農地の面積
	算出・測定方法	農業所得の増加額については、評価対象地区の整備計画書において農林水産省「解説土地改良の経済効果」に基づき算出した年総増加所得額を用いる。 経営耕地面積については、評価対象地区の整備計画書により求める。
データ出典	整備計画書、農林水産省「解説土地改良の経済効果」	

評価指標	評価指標の詳細	
施設当たり生活環境施設受益者数	指標式	施設当たり生活環境施設受益者数(人/カ所) =各生活環境施設受益者数の合計(人)÷施設数(カ所) ※交流施設の利用者数は除く
	定義	各生活環境施設受益者数: 評価対象地区で計画している防火水槽などの生活環境施設の整備により効果を受ける者の数
		施設数: 整備計画書で受益者を特定できる生活環境施設の総数
	算出・測定方法	評価対象地区の整備計画書により、各生活環境施設受益者数の合計及び施設数を求める。
データ出典	整備計画書	

評価指標	評価指標の詳細	
面積当たり農村公園受益者数 ※交流施設の利用者数は除く	指標式	面積当たり農村公園受益者数(人/1000㎡) =各農村公園受益者数の合計(人)÷農村公園面積(1,000㎡) ※交流施設の利用者数は除く
	定義	各農村公園受益者数: 評価対象地区で計画している農村公園の整備により効果を受ける者の数
		農村公園面積: 評価対象地区で整備を計画している農村公園の面積の総数
	算出・測定方法	評価対象地区の整備計画書により、各農村公園受益者数の合計及び農村公園面積を求める。
データ出典	整備計画書	

評価指標	評価指標の詳細	
交流施設当たり利用者数	指標式	交流施設当たり利用者数(人/日/施設) =各交流施設利用者数の合計(人/日)÷交流施設数(施設)
	定義	各交流施設利用者数: 評価対象地区で整備を計画している活性化施設などの交流施設の1日当たりの計画利用者数の合計(人/日)
		交流施設数:整備計画書で計画している交流施設数
	算出・測定方法	交流施設の計画利用者数については、施設を活用して実施する事業の計画回数に1回当たりの想定参加者数を乗じて得られる想定利用者数を用いる。 交流施設数について、評価対象地区の整備計画書により求める。
データ出典	整備計画書	

主要目標 番号	I. I -3.(2)	事業分野	農業生産	主要目標	農業生産力の向上
ねらい	農業生産力の向上(生産額の増加、生産経費の節減)を図るため、農業生産基盤の整備を進める。				
優先順位付けの考え方	農業所得増加額が大きい地区を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果 (公平性)	面積当たり農業所得増加額	過年度事業の平均値	作物転換あり 2,429千円/ha 1,214千円/ha 作物転換なし 810千円/ha 405千円/ha	14年間 (H14～H27)	—
貢献度評価の方法	<p>「面積当たり農業所得増加額」の1軸評価による。</p> <p>※ 面積当たり農業所得増加額：基準値以上の場合、貢献度ランク「a」又は「b」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
面積当たり農業所得増加額	指標式	面積当たり農業所得増加額(円/ha) ＝農業所得の増加額(円)÷経営耕地面積(ha)
	定義	農業所得の増加額: 評価対象地区で計画している農業生産基盤の整備により発生する年間所得の増加額
		経営耕地面積:評価対象地区の受益農地の面積
	算出・測定方法	作物転換あり:整備後、作付け作物を転換する場合 作物転換なし:整備後、作付け作物を転換しない場合
農業所得の増加額については、評価対象地区の整備計画書において農林水産省「解説土地改良の経済効果」に基づき算出した年総増加所得額を用いる。 経営耕地面積については、評価対象地区の整備計画書により求める。		
データ出典	整備計画書、農林水産省「解説土地改良の経済効果」	

主要目標 番号	I. I -3.(3)	事業分野	農業生産	主要目標	農業用排水能力の向上
ねらい	農業用排水機能を維持・強化するため、用排水施設の整備や老朽化した同施設の更新を進める。				
優先順位付けの考え方	既存施設の老朽化が進んでおり、用排水能力も劣っている地区を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (公平性)	施設老朽度	耐用年数からみた老朽化の進行具合	1.00	-	科学的知見
現状水準 (公平性)	用排水能力向上率	用排水能力(m ³ 、m ³ /s)	1.00	-	科学的知見
貢献度評価の方法	<p>「施設老朽度」と「用排水能力向上率」の2軸評価による。</p> <p>※1 施設老朽度 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 用排水能力向上率 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
施設老朽度	指標式	$\text{施設老朽度(年)} = \text{使用年数(年)} \div \text{既存施設の耐用年数(年)}$ ※既存施設がない場合には、施設老朽度は基準値以上とする
	定義	既存施設の耐用年数: 構造物の種類により定められている耐用年数(年)
		使用年数: 評価対象施設が建設されてから現在までの使用年数(年)
	算出・測定方法	耐用年数については、農林水産省「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数」の標準耐用年数を用いる。 使用年数については、農業水利施設の各台帳または現地調査により、求める。
データ出典	農林水産省「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数」、農業水利施設の各台帳、現地調査	

評価指標	評価指標の詳細	
用排水能力向上率	指標式	用排水能力向上率 = 計画用排水能力 (m ³ 、m ³ /s) ÷ 既存用排水能力 (m ³ 、m ³ /s)
	定義	既存用排水能力: 評価対象施設の現在の貯水能力 (m ³) または通水能力 (m ³ /s)
		計画用排水能力: 評価対象施設の理論上の貯水能力 (m ³) または通水能力 (m ³ /s)
	算出・測定方法	既存用排水能力については、現地調査により求める。 計画用排水能力については、整備計画書に示す受益農地面積に、現地調査で求めた農地1㎡当たり必要用排水量を乗じて求める。
	データ出典	整備計画書、現地調査

主要目標番号	I. I -3.(4)	事業分野	農林水産業経営支援	主要目標	農林水産業経営の合理化(非公共)
ねらい	農林水産業の経営の合理化(農地を対象としない経費の節減)を促進するため、交流・生産・流通施設等の整備を進める。				
優先順位付けの考え方	財政が厳しい市町村で、農林水産業所得増加額が大きく、かつ施設の利用者数が多い地区を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果・現状水準(公平性)(必要性)	受益一戸当たり農林水産業所得の増加額	過年度事業の平均値	林業 13千円/戸 農業 104千円/戸	林業:5年間(H10～H14) 農業:4年間(H12～H15)	—
	交流施設又は生産・流通施設当たり利用者数 ※農業の生産・流通施設の評価は受益一戸当たり所得増加額に含めて実施	過年度事業の平均値	林業 19人/施設・日 農業 20,131人/施設・年	林業:5年間(H10～H14) 農業:4年間(H12～H15)	—
現状水準(公平性)	市町村の財政力指数	市町村平均値	0.423	平成13年度	総務省「統計で見る市区町村のすがた(改定版)」(平成14年8月)
貢献度評価の方法	<p>”受益一戸当たり農林水産業所得の増加額”、”交流施設又は生産・流通施設当たり利用者数”による「必要性」と「市町村の財政力指数」の2軸評価による。</p> <p>※1 受益一戸当たり農林水産業所得の増加額 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 交流施設又は生産・流通施設当たり利用者数 : 基準値以上の場合、「大」 ※3 市町村の財政力指数 : 基準値以下の場合、「小」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
受益一戸当たり農林水産業所得の増加額	指標式	$\text{受益一戸当たり農林水産業所得の増加額(千円/戸)} = \text{農林水産業所得の増加額(千円)} \div \text{受益戸数(戸)}$
	定義	農林水産業所得の増加額: 評価対象地区で計画している施設整備により発生する年間所得の増加額
		受益戸数: 評価対象地区で計画している施設整備により効果を受ける農林漁家の戸数
	算出・測定方法	農林水産業所得の増加額については、評価対象地区の整備計画書において、農林水産省「経営構造対策事業費用対効果算定指針」または農林水産省「新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果算定要領」、林野庁「林業・木材産業構造改革事業に係る費用対効果算定指針」に基づき算出した生産向上効果を用いる。 受益戸数については、評価対象地区の整備計画書により求める。
データ出典	農林水産省「経営構造対策事業費用対効果算定指針」、農林水産省「新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果算定要領」、林野庁「林業・木材産業構造改革事業に係る費用対効果算定指針」、整備計画書	

評価指標	評価指標の詳細	
交流施設または生産・流通施設当たり利用者数	指標式	$\text{交流施設または生産・流通施設当たり利用者数(人/施設・日または年)} = \frac{\text{各交流施設または生産・流通施設利用者数の合計(人/日または年)}}{\text{施設数(施設)}}$ ※農業の生産・流通施設の評価は受益一戸当たり所得増加額に含めて実施 ※農業で交流施設がない場合はプラス無限大とする
	定義	各交流施設または生産・流通施設利用者数: 評価対象地区で整備を計画している交流施設または生産・流通施設の計画利用者数 施設数: 評価対象地区で整備を計画している交流施設または生産・流通施設の数
		交流施設: 農政部が補助する非公共事業のうち直売・食材提供施設、体験農園、総合交流施設等 生産・流通施設: 森林環境部が補助する非公共事業のうち経営安定化支援施設、木材資源循環利用施設等
	算出・測定方法	交流施設利用者数については、施設を活用して実施する事業の計画回数に1回当たりの想定参加者数を乗じて得られる想定利用者数を用いるか、評価対象地区で生産可能な農林産物の量のうち、本施設を利用して販売する量を基に算出した想定購入者数を用いる。 生産・流通施設利用者数と施設数については、それぞれ評価対象地区の整備計画書に示す施設の生産・流通に従事する者の数と施設数を用いる。
データ出典	整備計画書	

評価指標	評価指標の詳細	
市町村の財政力指数	指標式	$\text{市町村の財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額(千円)}}{\text{基準財政需要額(千円)}}$
	定義	基準財政収入額:標準的な状態で徴収しうる税収の額 基準財政需要額: 標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額
	算出・測定方法	最新の総務省「統計で見る市区町村のすがた」の指数を用いる
データ出典	総務省「統計で見る市区町村のすがた」	

主要目標番号	I. I -3.(5)	事業分野	道路	主要目標	森林整備の効率化
ねらい	森林の持つ公益的機能の維持向上や林業生産の効率化等を図るため、森林へのアクセスを改善する。				
優先順位付けの考え方	林道利用区域内の伐採対象人工林の割合及び人工林率が高く、林道から徒歩で30分以内に到達可能な範囲内森林の人工林率が高い区間を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(効率性)	林道利用区域内の人工林における伐採対象人工林の割合	県内県有林のⅧ齢級以上人工林における森林蓄積200m ³ /ha以上の割合	36.5%	—	山梨県森林環境部
現状水準(公平性)	林道利用区域内の人工林率	県内既存林道の平均値	69.9%	(21路線)	—
現状水準(効率性)	林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率	県内既存林道の平均値	70.0%	(21路線)	—
<p>”伐採対象人工林の割合”と”林道利用区域内の人工林率”による「人工林の利用可能性」と、「林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率」の2軸評価による。</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
林道利用区域内の人工林における伐採対象人工林の割合	指標式	$\frac{\text{林道利用区域内の人工林における伐採対象人工林の面積 (ha)}}{\text{林道利用区域内の人工林の面積 (ha)}} \times 100$
	定義	林道利用区域: 評価対象林道を用い、森林施業(伐採、保育(下刈り・間伐等))を行う森林の範囲
		伐採対象: 林齢が36年生から40年生(Ⅷ齢級)以上の森林で、森林蓄積が1ha当たり200m ³ 以上に達した森林
		森林蓄積: 対象森林の林木の幹の部分の体積
人工林: 植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林		
算出・測定方法	最新の森林簿により、森林蓄積が1ha当たり200m ³ を超えているⅧ齢級以上の人工林の面積及び林道利用区域内の人工林の面積を求める。	
データ出典	森林簿	

評価指標	評価指標の詳細	
林道利用区域内の人工林率	指標式	林道利用区域内の人工林率(%) = 林道利用区域内の人工林面積 (ha) ÷ 林道利用区域面積 (ha) × 100
	定義	林道利用区域: 評価対象林道を用い、森林施業(伐採、保育(下刈り・間伐等))を行う森林の範囲
		人工林: 植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林
	算出・測定方法	林道利用区域面積については、縮尺5千分の1の地形図により求められる、計画路線の両側の尾根と尾根または尾根と沢で囲まれる区域の面積を用いる。 人工林面積については、最新の森林簿により、求める。
データ出典	地形図、森林簿	

評価指標	評価指標の詳細	
林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率	指標式	林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率(%) = 林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内の人工林面積 (ha) ÷ 林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林面積 (ha) × 100
	定義	30分以内に到達できる距離: 森林内歩行速度(高低差200m/30分)を、県内森林の平均傾斜(32度)から水平距離に換算して求めた距離である320m
		人工林: 植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林 森林: 木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある林木竹及び木竹の集団的な生育に供される土地
	算出・測定方法	計画図(縮尺5千分の1から2万分の1程度)により、評価対象林道の路線の両側320m範囲の森林面積と、同範囲内の人工林面積を求める。
データ出典	計画図	

主要目標番号	I.I-3.(6)	事業分野	農業生産	主要目標	洪水被害危険度の軽減
ねらい	農業用排水機能を維持・強化すると共に、洪水から県民の生命・財産を守るため、用排水施設の整備や老朽化した同施設の更新を進める。				
優先順位付けの考え方	既存施設の老朽化に伴い、施設の脆弱化が進行し、災害発生の危険度が高い地区を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(公平性)	ため池決壊の構造的危険度	構造的危険度を判定	67点	直近	農林水産省「ため池点検判定表」を準用
効果(公平性)	ため池決壊に伴う下流域への影響度	下流域への影響度を判定	9点	直近	農林水産省「ため池点検判定表」を準用
貢献度評価の方法	<p>「ため池の構造的危険度」と「ため池堤体下流への影響度」の2軸評価による。</p> <p>※1 ため池決壊に伴う下流域への影響度 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 ため池決壊の構造的危険度 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
構造的危険度 (評点法)	指標式	対象ため池の老朽化の進展に伴う構造的な災害発生の危険度
	定義	堤体諸元: 堤体の基礎的諸元である堤体材料、堤高、堤長、堤頂幅について配点。 堤体老朽度: 堤体の老朽度を測る指標として、余裕高、断面変形、クラック、漏水状況について配点。 洪水吐: ため池決壊要因の一つである洪水吐流下能力の有無、沈下や破損状況について配点。 緊急放流施設等: 緊急放流施設や底樋の設置の有無及び施設老朽化による機能低下について配点。 堆砂: 用水不足や洪水調整機能低下の主要因である堆砂状況について配点。
	算出・測定方法	ため池台帳、現地調査により、構造的危険度について各項目ごとに評点を付け、総合点を求める。
	データ出典	農林水産省農村振興局「農業用ため池緊急点検実施要領」、「点検判定表」、現地調査、ため池台帳

評価指標	評価指標の詳細	
ため池決壊に伴う下流域への影響度 (評点法)	指標式	対象ため池の想定被害区域内での社会資本への影響度
	定義	<p>人家: 人が居住している家屋の有無について、想定被害区域のうち堤体下流100m、500m、それ以遠のそれぞれについて配点。</p> <p>道路: 高速道路、国道、地方道、市町村道等地域住民のライフラインに係る施設の有無について配点。</p> <p>農地: ため池決壊に伴う土砂埋没や耕土流亡が想定される農地の有無について、5ha以上、5ha未満にて配点。</p> <p>農業用施設: 土地改良法に示される農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設のほか、耕作・養畜に必要な施設(集出荷場、資材貯蔵施設等)の有無について配点。</p>
	算出・測定方法	現地調査により、下流域への影響度について各項目ごとに評点を付け、総合点を求める。
	データ出典	農林水産省農村振興局「農業用ため池緊急点検実施要領」、「点検判定表」、現地調査、ため池台帳

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(1)	事業分野	道路	主要目標	歩行者等の安全性の確保	
ねらい	県民の安全・快適な歩行空間等を確保するため、バリアフリー化や歩道の整備等を進める。					
優先順位付けの考え方	歩行者・自転車及び自動車の交通量が多く、通学路等求められる安全水準の高い区間を優先する。					
評価指標の設定			評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等	
現状水準 (効率性) (必要性)	歩行者・自転車交通量	県管理道路の平均値	80人台/12h	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査一般交通量調査」	
	自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査一般交通量調査」	
現状水準・効果 (公平性) (安全性)	通学路の指定 又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量 又は小中学校からの距離	指定有無 国土交通省指標 通学路指定を想定	— 40人/日 概ね1km	直近 直近 直近	学校教育法施行令 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令	
	現況の歩道幅員	車椅子Uターン可能幅	1.4m	—	バリアフリー新法	
<p>”歩行者・自転車交通量”、”自動車交通量”による「必要性」と、”通学路の指定の有無等”、”歩道の平均幅員”による「安全性」の2軸評価による。</p> <p>貢献度評価の方法</p> <p>※1 歩行者・自転車交通量 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 自動車交通量 : 基準値以上の場合、「大」 ※3 通学路の指定等 : 基準値以上(交通量)及び以内(距離)の場合、「有」 ※4 現況の歩道幅員 : 基準値未満の場合、「小」</p>						

評価指標	評価指標の詳細	
歩行者・自転車交通量	指標式	評価対象区間の歩行者・自転車交通量(人台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間 歩行者・自転車交通量: 平日における午前7時から午後7時までの12時間の歩行者数(人/12h)と自転車走行台数(台/12h)の合計
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
	データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の自動車交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測	

評価指標	評価指標の詳細	
通学路の指定 又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量 又は小中学校からの距離	指標式	評価対象区間の各小中学校が指定する通学路の有無
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		通学路: 学校教育法施行令第5条により各小中学校が指定する学校の通学路
	算出・測定方法	各小中学校に確認することにより、通学路の指定の有無を求める。
データ出典	通学路:各小中学校	

評価指標	評価指標の詳細	
通学路の指定 又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量 又は小中学校からの距離	指標式	評価対象区間の園児・児童・障害者等交通弱者の交通量(人/日)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		評価対象区間の園児・児童・障害者等交通弱者の交通量: 平日における1日の上下方向合わせた評価対象区間の園児・児童・障害者等交通弱者の交通量(人/日)
	算出・測定方法	現地調査により、平日における1日の上下方向合わせた評価対象区間の園児・児童・障害者等交通弱者の交通量を実測する。
データ出典	現地調査	

評価指標	評価指標の詳細	
通学路の指定 又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量 又は小中学校からの距離	指標式	小中学校からの直線距離(km)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		小中学校からの距離: 小中学校から直線距離で1km以内の道路 ※重点整備地区要件(半径1km圏域未満)に準拠。
	算出・測定方法	地図上で計測する。
データ出典	現地調査	

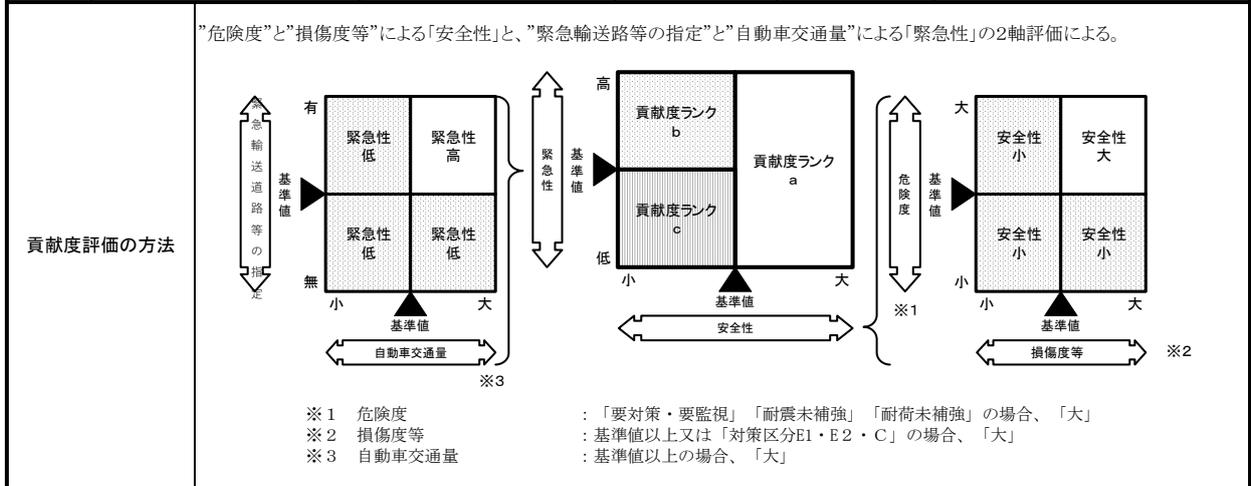
評価指標	評価指標の詳細	
現況の歩道幅員	指標式	評価対象区間の歩道の平均幅員(m)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		歩道: 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵、その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分
	算出・測定方法	現地調査により、歩道の平均幅員を求める。
	データ出典	現地調査

主要目標 番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(2)	事業分野	道路	主要目標	災害に強い道路の確保
------------	-----------	------	----	------	------------

ねらい 豪雨や地震時にも安全に通行できる道路を確保するため、安全性の低い橋梁やトンネルの改良、道路への落石等の防止を図る。

優先順位付けの考え方 安全水準が低く、緊急性を要する区間を優先する。

評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (公平性) (安全性)	危険度	点検・照査結果			
		落石等 :「要対策」・「要監視」・「対策不要」の判定	—	—	国土交通省「道路防災総点検要領」
		橋梁等① :「耐震未補強」・「耐震補強済」・「対策不要」の判定	橋梁等① —	平成8年	H8道路橋示方書
	橋梁等② :「耐荷未補強」・「耐荷補強済」・「対策不要」の判定	橋梁等② —	平成6年	H6道路橋示方書	
損傷度等	点検・調査結果				
	落石等:通行止めの実績 (過去3年間の回数)	2回	—	—	山梨県県土整備部
		橋梁等:損傷状況による 対策区分	—	平成23年	山梨県橋梁点検要領
現状水準 (公平性) (緊急性)	緊急輸送道路又は重要物流道路 等の指定	第一次・第二次緊急輸送道路 又は重要物流道路等の指定の 有無	—	—	道路法 山梨県「地域防災計画」
	自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」



評価指標	評価指標の詳細	
危険度	指標式	危険度 落石等:「要対策」「要監視」「対策不要」の判定 橋梁等①:「耐震未補強」「耐震補強済」「対策不要」の判定 橋梁等②:「耐荷未補強」「耐荷補強済」「対策不要」の判定
	定義	危険度: 落石等:国土交通省「道路防災総点検要領」に基づき実施した「道路防災総点検」の結果 危険度: 橋梁等①又は橋梁等②の判定結果 橋梁等①:道路橋示方書のH8以降の基準によらない橋梁(耐震補強済は除く) 橋梁等②:道路橋示方書のH6以降の基準によらない橋梁(耐荷補強済は除く)
	算出・測定方法	道路・街路事業については、最新の国土交通省「道路防災総点検要領」に基づいて実施した「道路防災総点検結果」、又は橋梁設計諸元により、求める。 林道・農道事業については、最新の国土交通省「道路防災総点検要領」を準用した現地調査により、求める。
	データ出典	国土交通省「道路防災総点検要領」、道路管理課「道路防災総点検結果」、現地調査、「H8道路橋示方書」、「H6道路橋示方書」

評価指標	評価指標の詳細	
損傷度等	指標式	損傷度等 落石等: 通行止め実績(回) 橋梁等: 橋梁点検の対策区分
	定義	損傷度等 落石等: 通行止め実績: 過去3年間の通行止め実績
		損傷度等 橋梁等: 対策区分E1: 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある 対策区分E2: その他、緊急対応の必要がある 対策区分C : 速やかに補修を行う必要がある
	算出・測定方法	通行止め実績については、通行止め実績表により求める。 対策区分については、橋梁点検結果により求める。
データ出典	道路管理課「通行止め実績表」、橋梁等施設の各台帳、 山梨県橋梁点検要領	

評価指標	評価指標の詳細	
緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定	指標式	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路又は重要物流道路等(代替路、補完路を含む)の指定の有無
	定義	第1次緊急輸送道路: 次の道路 ・県庁所在地、地方中心都市等を連絡する道路 ・隣接都県間を連絡する高速自動車国道、一般国道等の道路 ・第1次緊急輸送道路の多重化・代替性を確保するための道路
		第2次緊急輸送道路: 次の道路 ・第1次緊急輸送道路と市町村役場、地域県民センター、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路 ・第2次緊急輸送道路の多重化・代替性を確保するための道路
		重要物流道路: 次の道路 ・都市拠点(県庁等)、主要港湾、主要物流拠点(工業団地等)を結ぶ高規格幹線道路、直轄国道、地域高規格道路
		代替路: 次の道路 ・重要物流道路の脆弱区間(事前通行規制区間等)を回避する経路
	補完路: 次の道路 ・重要物流道路から都市拠点(市町村役場)、災害物流拠点(災害時拠点: 自衛隊基地、災害医療拠点)へのアクセス路	
算出・測定方法	緊急輸送道路 最新の地域防災計画により、指定の有無を求める。 重要物流道路(代替路、補完路を含む) 最新の国土交通省の指定状況公表資料(国交省HP)により、指定の有無を求める。	
データ出典	道路法 山梨県「地域防災計画」	

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、豪雨や地震時の安全性が確保される現在ある道路の区間
		交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、 又は実測	

主要目標 番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(3)	事業分野	道路	主要目標	都市災害防止
ねらい	災害時において道路等の遮断を回避、また電気・通信等のライフラインを確保するための事業を進める。				
優先順位付けの考え方	公共性(緊急性)の高い区間、および機能遮断の影響が大きい区間、他事業と連携する区間を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準 (公平性)	緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定	第一次・第二次緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定の有無	—	—	道路法 山梨県「地域防災計画」
現状水準 (効率性)	自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」
現状水準 (効率性)	他事業との連携	一体施工の有無	—	—	経済的見地
		整備済区間に連続する区間の有無	—	—	整備効果の合理性
貢献度評価の方法	<p>”緊急輸送道路等の指定”、”自動車交通量”による「必要性」と「他事業との連携」の2軸評価による。</p> <p>※1 自動車交通量 : 基準値以上の場合、「大」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定	指標式	第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路又は重要物流道路等(代替路、補完路を含む)の指定の有無
	定義	第1次緊急輸送道路: 次の道路 ・県庁所在地、地方中心都市等を連絡する道路 ・隣接都県間を連絡する高速自動車国道、一般国道等の道路 ・第1次緊急輸送道路の多重化・代替性を確保するための道路
		第2次緊急輸送道路: 次の道路 ・第1次緊急輸送道路と市町村役場、地域県民センター、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路 ・第2次緊急輸送道路の多重化・代替性を確保するための道路
		重要物流道路: 次の道路 ・都市拠点(県庁等)、主要港湾、主要物流拠点(工業団地等)を結ぶ高規格幹線道路、直轄国道、地域高規格道路
		代替路: 次の道路 ・重要物流道路の脆弱区間(事前通行規制区間等)を回避する経路
	補完路: 次の道路 ・重要物流道路から都市拠点(市町村役場)、災害物流拠点(災害時拠点: 自衛隊基地、災害医療拠点)へのアクセス路	
算出・測定方法	緊急輸送道路 最新の地域防災計画により、指定の有無を求める。 重要物流道路(代替路、補完路を含む) 最新の国土交通省の指定状況公表資料(国交省HP)により、指定の有無を求める。	
データ出典	道路法 山梨県「地域防災計画」	

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の自動車交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、安全・快適な歩行空間が確保される現在ある道路の区間
		交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測	

評価指標	評価指標の詳細	
他事業との連携	指標式	一体施工の有無 整備済区間との連続の有無
	定義	評価対象区間: 評価対象事業により、良好な景観が確保される区間
		一体施工: 改築、拡幅、歩道整備等の道路事業と一体的に整備することにより、工期、費用の短縮・縮減が図れる事業区間。
		整備済区間に連続する区間: すでに整備された区間に接続し、連続して機能する区間。
	算出・測定方法	予備調査による概算工費算出。 状況に応じて、「一体施工の場合の工費」「単独施工の場合の工費(円/m)」の比較検討。
データ出典	無電柱化に係るガイドライン	

主要目標 番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(4)	事業分野	道路	主要目標	交差点の安全性、円滑性の向上	
ねらい	交通事故、渋滞等、安全で快適な通行環境のネックとなっている交差点の改良を進める。					
優先順位付けの考え方	事故の発生確率、交通量の多い区間、道路構造令に示された事項を満たしていない箇所の対策を優先する。					
評価指標の設定			評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等	
現状水準 (公平性)	死傷事故率	事故危険箇所抽出基準	100件/億台キロ	—	国土交通省指標	
現状水準 (効率性)	自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	令和3年	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」	
現状水準 (公平性)	道路構造令への適合	道路構造令の平面交差点に関する事項の適否	—	—	道路構造令	
貢献度評価の方法	<p>”死傷事故率”、”自動車交通量”による「必要性」と「道路構造令による基準」の2軸評価による。</p> <p>※1 死傷事故率 : 基準値以上の場合、「大」 ※2 自動車交通量 : 基準値以上の場合、「大」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
死傷事故率	指標式	死傷事故率(件/億台キロ) = 死傷事故発生件数 ÷ (走行台数 × 区間距離 ÷ 100,000,000) ※死傷事故率は、1万台の車が1万km走行した場合に起こる死傷事故件数
	定義	評価対象区間: 評価対象事業が計画されている交差点を含む道路のセンサス区間
		走行台数、区間距離: 「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、または国土交通省調査結果(プローブデータ)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」の測定結果、および交通事故統合データベースを用い、算出する。 センサスデータがない路線の場合は実測する。
	データ出典	交通事故統合データベース

評価指標	評価指標の詳細	
自動車交通量	指標式	評価対象区間の自動車交通量(平日、台/12h)
	定義	評価対象区間: 評価対象事業が計画されている交差点を含む道路のセンサス区間
		交通量(平日): 平日における午前7時から午後7時までの12時間の上下方向合わせた自動車走行台数(台/12h)
	算出・測定方法	最新の国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」の測定結果を用いるか、平日の午前7時から午後7時までの交通量を実測する。
データ出典	国土交通省「全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査」、又は実測	

評価指標	評価指標の詳細											
道路構造令への適合	指標式	道路構造令への適合										
	定義	評価対象区間: 評価対象事業が計画されている交差点										
		道路構造令への適合: 道路構造令に適合しない問題点。										
	算出・測定方法	道路構造令に適合しない問題点を下記項目(リスト)によりチェックする。 ○の項目は1つのチェックで、その他のものは複数の問題点にまたがりチェックが入った場合、「不適合」と見なす。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>問題点</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適切な交差点形状等による視認性の問題</td> <td> <input type="checkbox"/> 交差角が60°以下 <input type="checkbox"/> 交差道路が5以上 <input type="checkbox"/> 主流交通の線形が屈曲 <input type="checkbox"/> 変形交差(くいちがい交差、折れ脚交差) </td> </tr> <tr> <td>道路幾何構造と交通特性との間の不整合</td> <td> <input type="checkbox"/> 最小曲線半径に満たない <input type="checkbox"/> 2.5%以下の緩勾配区間長が足りない <input type="checkbox"/> 交差点間隔が不十分 <input type="checkbox"/> 車線の最小幅員がとれていない <input type="checkbox"/> シフト区間長が足りない <input type="checkbox"/> 右折車線がない(※)、右折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 左折車線がない(※)、左折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 変則車線がない(※)、変則車線長が不足 </td> </tr> <tr> <td>交差点内および交差点付近の視認性の不良</td> <td> <input type="checkbox"/> 交差点、信号等の最小視認距離がとれていない <input type="checkbox"/> 停止線からの見通しを阻害する構造物等がある。 <input type="checkbox"/> 隅切り長が足りない </td> </tr> <tr> <td>不適切な導流化</td> <td> <input type="checkbox"/> 導流路が不適切 <input type="checkbox"/> 交通島、分離帯の形状が基準を満たさない </td> </tr> <tr> <td>歩行空間、自転車利用空間の機能不足</td> <td> <input type="checkbox"/> 歩行者、自転車のための空間確保が適切でない <input type="checkbox"/> 歩道、縁石の切下げが不適切 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 道路構造令の重要な事項に適合しない場合は除く 参考:「道路構造令の解説と運用」P478、「表4-2交差点における危険要因等と道路幾何構造等による安全性確保策」</p>		問題点	項目	不適切な交差点形状等による視認性の問題	<input type="checkbox"/> 交差角が60°以下 <input type="checkbox"/> 交差道路が5以上 <input type="checkbox"/> 主流交通の線形が屈曲 <input type="checkbox"/> 変形交差(くいちがい交差、折れ脚交差)	道路幾何構造と交通特性との間の不整合	<input type="checkbox"/> 最小曲線半径に満たない <input type="checkbox"/> 2.5%以下の緩勾配区間長が足りない <input type="checkbox"/> 交差点間隔が不十分 <input type="checkbox"/> 車線の最小幅員がとれていない <input type="checkbox"/> シフト区間長が足りない <input type="checkbox"/> 右折車線がない(※)、右折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 左折車線がない(※)、左折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 変則車線がない(※)、変則車線長が不足	交差点内および交差点付近の視認性の不良	<input type="checkbox"/> 交差点、信号等の最小視認距離がとれていない <input type="checkbox"/> 停止線からの見通しを阻害する構造物等がある。 <input type="checkbox"/> 隅切り長が足りない	不適切な導流化	<input type="checkbox"/> 導流路が不適切 <input type="checkbox"/> 交通島、分離帯の形状が基準を満たさない	歩行空間、自転車利用空間の機能不足
問題点	項目											
不適切な交差点形状等による視認性の問題	<input type="checkbox"/> 交差角が60°以下 <input type="checkbox"/> 交差道路が5以上 <input type="checkbox"/> 主流交通の線形が屈曲 <input type="checkbox"/> 変形交差(くいちがい交差、折れ脚交差)											
道路幾何構造と交通特性との間の不整合	<input type="checkbox"/> 最小曲線半径に満たない <input type="checkbox"/> 2.5%以下の緩勾配区間長が足りない <input type="checkbox"/> 交差点間隔が不十分 <input type="checkbox"/> 車線の最小幅員がとれていない <input type="checkbox"/> シフト区間長が足りない <input type="checkbox"/> 右折車線がない(※)、右折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 左折車線がない(※)、左折車線長が不足 <input type="checkbox"/> 変則車線がない(※)、変則車線長が不足											
交差点内および交差点付近の視認性の不良	<input type="checkbox"/> 交差点、信号等の最小視認距離がとれていない <input type="checkbox"/> 停止線からの見通しを阻害する構造物等がある。 <input type="checkbox"/> 隅切り長が足りない											
不適切な導流化	<input type="checkbox"/> 導流路が不適切 <input type="checkbox"/> 交通島、分離帯の形状が基準を満たさない											
歩行空間、自転車利用空間の機能不足	<input type="checkbox"/> 歩行者、自転車のための空間確保が適切でない <input type="checkbox"/> 歩道、縁石の切下げが不適切											
データ出典	道路構造令											

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-2(1)	事業分野	治山・治水	主要目標	洪水被害の防止
ねらい	洪水から県民の生命・財産を守るため、災害発生時の影響が高い河川の改修を進める。				
優先順位付けの考え方	現況の流下能力が低く、過去に浸水被害実績があり、想定氾濫区域内における災害発生時の影響が高い河川を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(効率性)	改修目標流量に対する現況流下能力の割合	事業採択された改修事業の平均値	0.4	過去10年	国土交通省「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目」を準用
現状水準(効率性)	浸水被害又は水防活動の実績	過去の浸水被害実績又は水防活動実績の有無	—	過去10年	国土交通省「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目」を準用
現状水準(効率性)	想定氾濫区域内における災害発生時の影響	重要な公共施設又は要配慮者利用施設の有無	—	直近	国土交通省「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目」を準用
<p>貢献度評価の方法</p> <p>”改修目標流量に対する現況流下能力の割合”、”浸水被害又は水防活動の実績”による「必要性」と「想定氾濫区域内における災害発生時の影響」の2軸評価による。</p> <p>※1 改修目標流量に対する現況流下能力の割合 : 基準値以下の場合、「低」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
改修目標流量に対する現況流下能力の割合	指標式	評価対象事業河川の改修目標流量に対する現況流下能力の割合 ＝現況流下能力÷改修目標流量(%)
	定義	現況流下能力: 改修区間の標準的な断面において流下させることができる流量
		改修目標流量: 現況流下能力算出地点における計画高水流量
	算出・測定方法	過去10年に新規事業として採択された河川事業において、改修目標流量と改修以前の流量を比較して算出した割合
データ出典	国土交通省「水害統計」、市町村の災害記録、現地調査等	

評価指標	評価指標の詳細	
浸水被害又は水防活動の実績	指標式	評価対象事業河川の浸水被害又は水防活動の実績
	定義	浸水被害又は水防活動の実績： 過去10年の評価対象事業河川の浸水実績の有無、又は浸水を防ぐための水防活動の有無
	算出・測定方法	最新の国土交通省「水害統計」、市町村の災害記録、現地調査等
データ出典	国土交通省「水害統計」、市町村の災害記録、現地調査等	

評価指標	評価指標の詳細	
想定氾濫区域内における災害発生時の影響	指標式	評価対象事業河川の想定氾濫区域内における災害発生時の影響
	定義	想定氾濫区域内における災害発生時の影響： 重要な公共施設又は要配慮者利用施設の有無
		重要な公共施設： 主要道路、鉄道、上水施設（浄水場等）、電話（中継所）、電気（変電所）、市役所等、警察署、消防署、保健所、学校、その他公共施設
		要配慮者利用施設： 身障者施設、老人ホーム、幼稚園、病院、その他施設
	算出・測定方法	市町村管内図や地図を用いての実査
データ出典	市町村の管内図等	

主要目標番号	II. II -2.(2)	事業分野	治山・治水	主要目標	土石流被害の防止
ねらい	土石流災害から県民の生命・財産を守るため、災害発生の危険度の高い区域に保全施設等の整備を進める。				
優先順位付けの考え方	土砂整備率が低く、災害実績があり、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響のある溪流を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(公平性)	災害実績	当該溪流における過去の災害実績の有無	—	過去10年	—
現状水準(効率性)	土砂整備率	現況の流出土砂量に対する既設砂防施設等による整備率	70%	現在	砂防等全体計画、砂防等基礎調査
現状水準(必要性)	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	重要公共施設の有無	—	現在	砂防等基礎調査
<p>“災害実績”と“土砂整備率”による「必要性」と「土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響」の2軸評価による。</p> <p>※1 土砂整備率 : 基準値未満の場合、「小」</p>					

評価指標	評価指標の詳細	
災害実績	指標式	対象区域の過去の災害実績
	定義	災害実績: 過去10年間のがけ崩れ発生の有無、過去10年間の実績被害・避難実績
	算出・測定方法	過去10年間の災害実績 土砂災害データベースに基づく、災害履歴
	データ出典	国土交通省「急傾斜崩壊危険箇所等の再点検について」、 砂防課「危険箇所調査結果」、現地調査、「基礎調査結果」、土砂災害データベース

評価指標	評価指標の詳細	
土砂整備率	指標式	対象溪流における土砂整備率 = 整備土砂量 ÷ 流出土砂量 (%)
	定義	整備土砂量: 既砂防施設による土石流などの補足量、抑制量の合計
		流出土砂量: 現地調査により、出水により流出する可能性のある不安定土砂量の合計
	算出・測定方法	対象溪流の流域全体において、溪流調査を実施する。 なお、本川のみではなく、支川を含めた流域全体において谷状をなしているもの(0次谷)を含めすべて調査を行う。 測定は、平均的な谷形状(または次谷)ごとに代表箇所において堆積深、堆積長を推定し、各流路長(河川長)を掛けることにより当該区間の不安定土量(流出土砂量)を求める。 それらの総和することにより対象溪流の流域全体の流出土砂量とする。
データ出典	砂防等全体計画書 国土交通省「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査の実施について」 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査マニュアル(案)	

評価指標	評価指標の詳細	
土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	指標式	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響
	定義	重要公共施設: 市町村地域防災計画等で位置づけられている避難場所及び避難路 災害対策本部を設置することが規定されている施設(防災拠点)、又はこれに準ずる施設 警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設
	算出・測定方法	避難場所、避難路については、各市町村等に確認し、地域防災計画等における位置づけの有無を求める。 防災拠点については、各市町村における規定の有無を確認する。 警察署、消防署については、それぞれ支所を含んだ施設とする。
	データ出典	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査マニュアル(案)等

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-2.(3)	事業分野	治山・治水	主要目標	崖崩れ被害の防止
ねらい	崖崩れ災害から県民の生命を守るため、災害発生の危険度の高い区域に保全施設等の整備を進める。				
優先順位付けの考え方	災害実績があり、保全人家戸数が多く、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響がある事業を優先する。				
評価指標の設定		評価基準の設定			
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
現状水準(公平性)	災害実績	過去の災害実績の有無	—	過去10年	土砂災害データベース
現状水準(効率性)	保全人家戸数	国土交通省採択基準	五戸	直近	国土交通省採択基準
現状水準(効率性)(必要性)	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	重要公共施設の有無	—	現在	砂防等基礎調査
貢献度評価の方法		<p>”災害実績”と”保全人家戸数”による「必要性」と「土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響」の2軸評価による。</p> <p>※1 保全人家戸数 : 基準値以上の場合、「大」</p>			

評価指標	評価指標の詳細	
災害実績	指標式	対象区域の過去の災害実績
	定義	災害実績: 過去10年間のがけ崩れ発生の有無、過去10年間の実績被害・避難実績
	算出・測定方法	過去10年間の災害実績 土砂災害データベースに基づく、災害履歴
	データ出典	国土交通省「急傾斜崩壊危険箇所等の再点検について」、 砂防課「危険箇所調査結果」、現地調査、「基礎調査結果」、土砂災害データベース

評価指標	評価指標の詳細	
保全人家戸数	指標式	保全人家五戸以上
	定義	人家数:保全区域の人家数 居住が確認できるものに限る
	算出・測定方法	対象のがけにより、被害を生じるおそれのある人家戸数が五戸以上あること
	データ出典	整備計画書、現地調査、基礎調査結果、 国土交通省 急傾斜地崩壊対策事業採択基準

評価指標	評価指標の詳細	
土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	指標式	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響
	定義	重要公共施設: 市町村地域防災計画等で位置づけられている避難場所及び避難路 災害対策本部を設置することが規定されている施設(防災拠点)、又はこれに準ずる施設 警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設
	算出・測定方法	避難場所、避難路については、各市町村等に確認し、地域防災計画等における位置づけの有無を求める。 防災拠点については、各市町村における規定の有無を確認する。 警察署、消防署については、それぞれ支所を含んだ施設とする。
	データ出典	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査マニュアル(案)等

主要目標 番号	Ⅱ.Ⅱ-3.(1)	事業分野	農業生産	主要目標	鳥獣被害の軽減
ねらい	鳥獣等による農林産物の被害を軽減するため、防御施設の整備を進める。				
優先順位付けの考え方	想定被害軽減額の大きい地区を優先する。				
評価指標の設定			評価基準の設定		
視点	評価指標	評価基準	基準値	時点	評価基準の出典等
効果 (効率性)	計画防護面積当たり年想定平均被害軽減額	過年度事業の平均値	508千円/ha・年 254千円/ha・年	過去6年間(H21～H26)	—
貢献度評価の方法	<p>「計画防護面積当たり年想定平均被害軽減額」の1軸評価による。</p> <p>※計画防護面積当たり年想定平均被害軽減額：基準値以上の場合、貢献度ランク「a」又は「b」</p>				

評価指標	評価指標の詳細	
計画防護面積当たり年 想定平均被害軽減額	指標式	$\text{計画防護面積当たり年想定平均被害軽減額 (千円/ha・年)} \\ = \text{想定被害額 (千円/年)} \div \text{計画防護面積 (ha)}$
	定義	想定被害額: 評価対象地区で計画している施設整備により軽減が想定される有害鳥獣による年間被害額
		計画防護面積: 評価対象地区で計画している施設整備により防護効果が発生する農地面積
	算出・測定方法	最新の農林水産省「鳥獣による農作物被害状況関係資料」または現地調査により、想定被害額及び計画防護面積を求める。
データ出典	農林水産省「鳥獣による農作物被害状況関係資料」、現地調査	

(3)主要目標「地滑り被害の防止」の評点表

災害発生時の影響		評点
(1) 保全人家戸数		
A 30戸以上		3
B 10～29戸		2
C 1～9戸		1
(2) 重要な公共施設等（道路、鉄道、官公署、学校等）の有無		
A 2施設以上		3
B 1施設		2
(3) 要配慮者利用施設（病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等）の有無		
S 重要施設（※）あり		4
B 一般あり		2
(4) 地域防災計画に位置づけられた避難場所、避難路の有無		
A あり		3
(5) 河川への影響（土砂の河川流入量）		
A 300千m3以上		3
B 100～300千m3未満		2
C 100千m3未満		1
(6) 河川への影響（河川の種別）		
A 一級水系		3
B 二級水系		2
C その他水系		1
過去の災害実績・緊急度		評点
(1) 直近の地すべり発生の有無		
S 発生から3年以内		4
B 過去にあり		2
(2) 過去10年間の実績被害		
① 人的被害の状況		
S 死者・行方不明者あり		4
A 負傷者あり		3
② 最大被災戸数		
A 5戸以上		3
B 4～1戸		2
③ 重要な公共施設等（道路、鉄道、官公署、学校等）の被害実績の有無		
A 有り		3
④ 要配慮者利用施設（病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等）の被害実績の有無		
A 重要施設（※）あり		3
B 有り		2
(3) 過去10年間の避難実績（自主避難を含む）		
B 有り		2
災害発生の危険度		評点
(1) 地すべり地形の有無		
B 明瞭		2
C やや明瞭		1
(2) 地すべりの明瞭度		
A 連続的もしくは明瞭		3
B 部分的		2
(3) 人家や公共的施設等における地すべりの兆候の有無		
A あり		3

※1 要配慮者利用施設のうち重要施設

高齢者、障害者等自力避難が困難な方が24時間入居・入院している施設

(4)公共事業等事前評価結果整理表による整理

「公共事業等事前評価結果整理表」に、貢献度指標名及び単位を入力した上で、対象事業(地区・箇所)ごとに指標値を入力する。次に、基準値を入力し、対象事業(地区・箇所)ごとの貢献度を評価する。なお、貢献度ランクの判定を自動計算としている場合は、計算結果を確認する。

公共事業等事前評価結果整理表（記入例）

主要目標番号	I. I-1. (1)
対象事業	道路・街路事業、農道事業
主要目標	生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	妥当性評価						事業間優先度評価				事業間ランク	総合意見	評価結果		
		公共関与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献度ランクの評価			副次効果ランク					
								貢献度ランク	混雑時走行速度 (km/h)	現在の平日交通量 (台/12h)						
実走行速度が遅く、利用者の多い区間を優先する。	国道①	○	○	○	○	○	○	b	43	11,586	2	評価対象事業(地区・箇所)ごとに指標値を入力する		実施		
	国道②	○	○	○	○	○	○	b	25	1,249	2		実施			
	国道③	○	○	○	○	○	○	a	21	14,645	2		I	実施		
	国道④	○	○	○	○	○	○	c	55	2,515	2		3	IV	優先度ランクがIV(最下位)のため次年度送り	次年度
	国道⑤	○	○	○	○	○	○	b	59	11,218	2		3	III	走行速度改善効果が低いため次年度送り	次年度
	県道①	○	○	○	○	○	○	a	22	9,199	1		7	S I	早急に実施する必要あり	実施
	県道②	○	○	○	○	○	○	a	11	10,654	1		5	S I	早急に実施する必要あり	実施
	県道③	○	○	○	○	○	○	a	20	7,163	2		4	I		実施
	県道④	○	○	○	○	○	○	b	32	6,471	1		5	II		実施
	県道⑤	○	○	○	○	○	○	a	17	10,906	1		6	S I	早急に実施する必要あり	実施
	県道⑥	○	○	○	○	×	○							再検討	環境負荷への配慮が十分でない	再検討
	県道⑦	○	○	○	○	○	○	b	26	1,346	1		5	II		実施
	街路①						○	a	10.2	15,420	1		7	S I	早急に実施する必要あり	実施
	街路②						×							再検討	地域の同意が十分とられていない	再検討
								基準値	30	3,314	基準値	4.6				

貢献度指標名及び単位を入力する

評価対象事業(地区・箇所)ごとに指標値を入力する

評価対象事業(地区・箇所)ごとに貢献度ランクを判定する
(自動計算としている場合には計算結果を確認する)

基準値を入力する

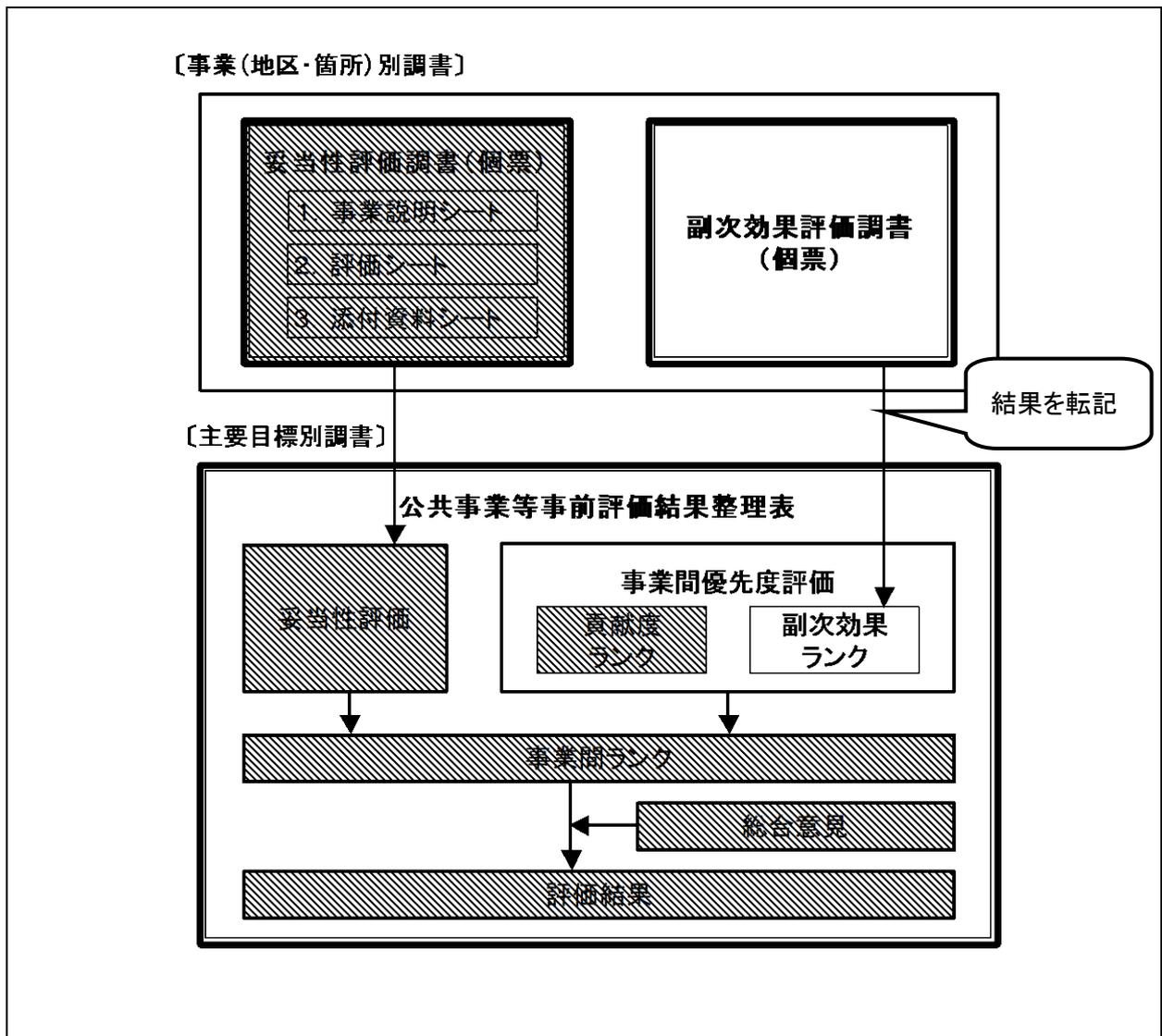
6. 副次効果評価

(1)副次効果評価の作業手順

副次効果評価では、まず、事業(地区・箇所)別に、「副次効果評価調書(個票)」を整理し、副次効果の評価を行う。次に、得られた副次効果評価結果を「公共事業等事前評価結果整理表」に転記し、各事業(地区・箇所)の副次効果ランクを判定する。

なお、「地滑り被害の防止」については、災害復旧事業に準じるものとして、優先度評価を実施せず、妥当性評価のみを実施して事業実施の是非を判断するものとするが、「副次効果評価調書(個票)」を整理し、「公共事業等事前評価結果整理表」に転記するものとする。

図表 1 2 副次効果評価の作業手順



(2)副次効果評価調書（個票）の記入方法

①評価対象とする効果項目

副次効果の評価対象とする効果項目は、「副次効果体系（図表14～15）」に整理されている。「副次効果体系」は、副次効果として扱う主要目標項目と副次効果項目から構成し、各主要目標別に評価対象とする副次効果に“●”印が付してある。

②副次効果評価調書（個票）への記入

副次効果評価調書（個票）への記入は、次の方法によって行う。

まず、評価対象とする副次効果のうち、対象事業(地区・箇所)による効果が想定される副次効果について、「対象地区・箇所で想定される副次効果」の欄に“○”印を付す。

次に、想定される副次効果のうち、主要目標項目について、当該主要目標の貢献度評価を行い、その結果から、ランクaに相当する場合は2点、ランクbに相当する場合は1点、ランクcに相当する場合は0点を「評価結果」欄に記入する。

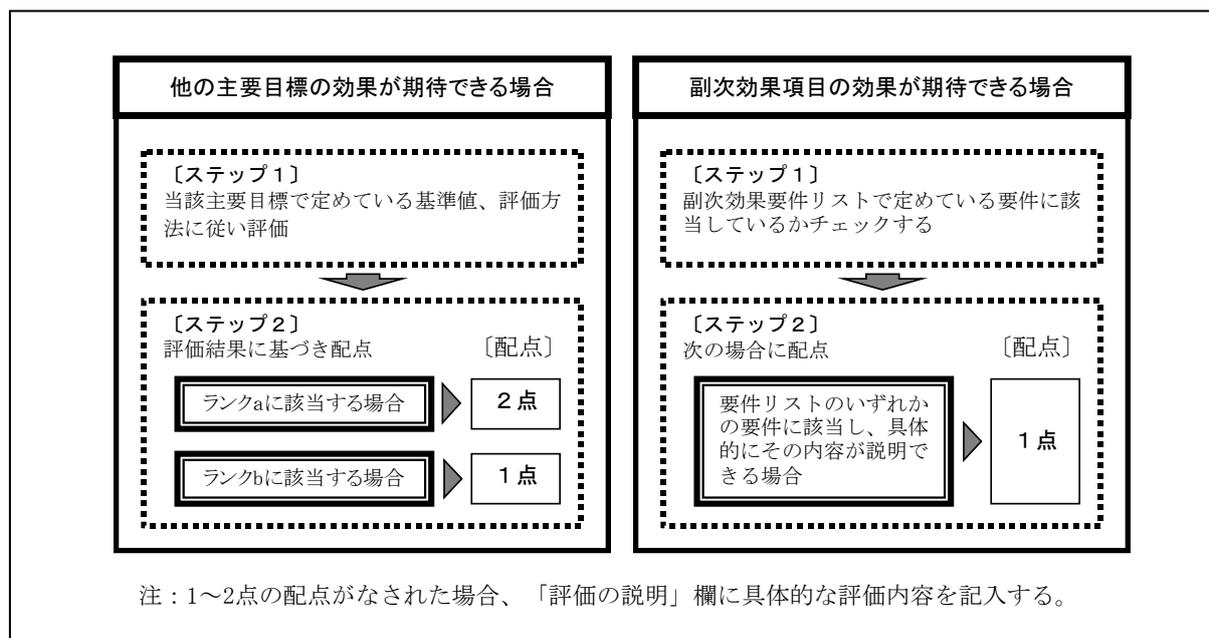
次に、想定される副次効果のうち、副次効果項目について、その要件と合致する場合は、1点を「評価結果」欄に記入する。この判定の際には、「副次効果要件リスト（図表16～17）」を用いる。

評価を行った項目は、主要目標項目、副次効果項目のいずれについても、具体的な評価内容を「評価の説明」欄に記入する。

最後に、該当する全ての主要目標項目の点数と副次効果項目の点数を合計することで、同事業(地区・箇所)の副次効果の評点を求め、その評価結果を「副次効果評点合計」欄に記入する。(自動計算による場合は計算値を確認する)

副次効果評価（個票）の記入例を、80～81頁に示す。

図表 1 3 副次効果評価の方法



副次効果評価調書（個票）〔記入例1〕

主要目標番号	I-1-1.(1)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所で想定される副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	生活圏中心城市・拠点機能へのアクセス向上						
評価対象地区・箇所名	県道①						
主要目標項目	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心城市・拠点機能へのアクセス向上					
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上					
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上					
		I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上				
			(2) 憩い空間の創出	●			
			(3) 生活排水処理機能の向上				
			(4) 良好な市街地空間の確保				
			(5) 適正な居住空間の確保				
			(6) 歩行者等の通行空間の確保				
			(7) 道路景観の向上				
		I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上				
	(2) 農業生産力の向上						
	(3) 農業用排水能力の向上						
	(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)						
(5) 森林整備の効率化							
II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●	○	主要目標「歩行者等の安全性の確保」の評価指標による貢献度ランクが	1	
		(2) 災害に強い道路の確保	●				
		(3) 都市災害防止					
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上					
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止					
		(2) 土砂流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
		(4) 地滑り被害の防止					
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減					
	副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化	●			
アクセス機能の維持							
主要渋滞ポイントの解消			●	○	通過に5分以上要する著しい渋滞	1	
生活環境		水質の浄化					
		大気汚染の軽減	●				
		騒音・振動の軽減	●	○	県の環境基準値を超えている	1	
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●	○	道路移動等円滑化基準を満たす	1	
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
各種情報の円滑な提供							
自然環境		水源涵養機能の向上	●				
	生態系空間の再生						
事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	●	○	基準	1		
	緊急時の避難・救助機能の確保	●	○	対象	1		
	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
	走行安全性の確保	●	○	死傷事故数100件/徳台キロの区間	1		
生産性	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
その他	農林産物の販売促進	●					
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					

評価結果（1点または2点）を記入する。

評価結果の具体的な評価内容を記入する。

○を記入した場合、自動で1点が記載される。

”●”が記入されている副次効果のうち、対象事業(地区・箇所)による効果が想定される副次効果の欄に○を記入する。

副次効果評点の合計値が自動計算される。

副次効果
評点合計 7

注1) 主要目標に対応する副次効果項目の欄に●が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所で想定される副次効果」の欄に○を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2) 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。

図表 1 4 副次効果体系（1）

主要目標体系 副次効果体系 (副次目標)		I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実							II 暮らしと経済活動の安全性確保																				
		I-1.交通の利便性の向上		I-2.生活環境の向上			I-3.農林水産業の振興		II-1.交通の安全性の向上		II-2.洪水・土砂被害の防止		II-3.鳥獣被害の防止																
		(1)生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	(2)市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	(3)市街地内の交通の円滑化	(4)集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	(1)森林機能の維持・向上	(2)憩い空間の創出	(3)生活排水処理機能の向上	(4)良好な市街地空間の確保	(5)適正な居住空間の確保	(6)歩行者等の通行空間の確保	(7)道路景観の向上	(1)中山間地域等の農村生活・生産機能の向上	(2)農業生産力の向上	(3)農業用排水能力の向上	(4)農林水産業経営の合理化(非公共)	(5)森林整備の効率化	(6)洪水被害危険度の軽減	(1)歩行者等の安全性の確保	(2)災害に強い道路の確保	(3)都市災害防止	(4)交差点の安全性、円滑性の向上	(1)洪水被害の防止	(2)土石流被害の防止	(3)崖崩れ被害の防止	(4)地滑り被害の防止	(1)鳥獣被害の軽減		
主要目標項目	I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1.交通の利便性の向上	(1)生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上															●注	●注		●注								
			(2)市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上																	●注	●注		●注						
			(3)市街地内の交通の円滑化					●																●注					
			(4)集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上											●	●			●		●注	●注		●注						
	I-2.生活環境の向上	(1)森林機能の維持・向上														●	●												
		(2)憩い空間の創出					●				●																		
		(3)生活排水処理機能の向上																											
		(4)良好な市街地空間の確保	●		●						●	●							●			●							
		(5)適正な居住空間の確保																											
		(6)歩行者等の通行空間の確保						●	●		●								●	●	●								
		(7)道路景観の向上						●	●		●																		
	I-3.農林水産業の振興	(1)中山間地域等の農村生活・生産機能の向上																											
		(2)農業生産力の向上															●						●						
		(3)農業用排水能力の向上												●	●								●						
		(4)農林水産業経営の合理化(非公共)																											
		(5)森林整備の効率化															●												
		(6)洪水被害危険度の軽減																●											
	II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1.交通の安全性の向上	(1)歩行者等の安全性の確保	●	●	●	●			●	●	●	●								●	●	●						
			(2)災害に強い道路の確保	●	●	●	●					●									●		●						
			(3)都市災害防止				●					●										●		●					
(4)交差点の安全性、円滑性の向上										●	●	●								●		●							
II-2.洪水・土砂被害の防止		(1)洪水被害の防止																											
		(2)土石流被害の防止						●																					
		(3)崖崩れ被害の防止																											
		(4)地滑り被害の防止																											
II-3.鳥獣被害の防止		(1)鳥獣被害の軽減											●	●	●														

「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。

図表 1 6 副次効果要件リスト (1)

	副次効果項目	要件	基準
交通利便性	交通ターミナル機能の強化	駅前広場、バスターミナル、自転車駐車場、パーク&ライド駐車場の整備などを行う交通機関の結節点の強化	定性評価
	アクセス機能の維持	次のいずれかの道路の整備又は保全 <input type="checkbox"/> 行き止まり集落の唯一のアクセス道 <input type="checkbox"/> 集落と集落を結ぶアクセス道であり、1～2カ所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	定性評価
	主要渋滞ポイントの解消	通過に5分以上を要する等著しい渋滞が現に発生している交差点、踏切等の解消もしくは大幅な改善	定性評価
生活環境	水質の浄化	河川、湖沼の水質汚濁度が以下の水質に係る環境基準を超過している地域及び基準を達成するために必要な地域での水質の改善又は維持 <input type="checkbox"/> 河川：BOD値2mg/l <input type="checkbox"/> 湖沼：COD値3mg/l	環境基準(環境基本法)
	大気汚染の軽減	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫酸酸化物などの大気汚染物質が環境基準を超過している地域での汚染源の軽減(ただし、測定ポイントから1km以内) <small>注)光化学オキシダントに係る基準は除く</small>	環境基準(環境基本法)
	騒音・振動の軽減	騒音・振動が地域の類型に応じた環境基準を超過している地域での騒音・振動の基準内への誘導(ただし、測定ポイントから1km以内) ～例：55dB(専ら住居の用に供される地域、昼間)	環境基準(環境基本法)
	良好な景観の創出	次のいずれかによる良好な景観の創出 <input type="checkbox"/> 電線の地中化 <input type="checkbox"/> 土地区画の成型・拡大 <input type="checkbox"/> 歴史的まちなみの再生 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	バリアフリー化の促進	バリアフリー新法で定められた、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を満たす。 なお、重点整備地区以外においても、移動円滑化基準を満たす構造であれば、要件に該当する。 <input type="checkbox"/> バスに乗りやすい歩道の高さの確保 <input type="checkbox"/> 視覚障害者の誘導表示等の設置 <input type="checkbox"/> 車椅子で通行可能な幅員の確保、段差・傾斜・勾配の改善 <input type="checkbox"/> その他のバリアフリー化(具体的に記述)	定性評価
	ライフラインの強化	次のライフラインを共同溝等により統合整備し、地震時における安全性の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 電線 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 上下水道 <input type="checkbox"/> 通信回線 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	身近な緑地・交流の場の提供	地元と連携した次のいずれかの施設の設置・整備 <input type="checkbox"/> 集会場の設置 <input type="checkbox"/> 緑地・広場・公園の整備 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	飲雑用水の安定供給	次のいずれかの地域での地元との協議に基づく飲雑用水の安定供給 <input type="checkbox"/> 水需要が過去3年間増加傾向または水供給が不足 <input type="checkbox"/> 過去3年間に渇水被害がある地域 <input type="checkbox"/> 水源汚染被害の可能性がある地域	定性評価
	糞尿の処理	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づいた処理の実施	法律の基準
	地域の文化・学習等活動の支援	地元と連携した次のいずれかの機能設置(学校林の活用を含む)による地域の文化・学習等活動の支援 <input type="checkbox"/> 文化支援機能(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 学習支援機能(具体的に記述)	定性評価
	各種情報の円滑な提供	次のいずれかによる各種情報の円滑な提供 <input type="checkbox"/> 情報提供に資する施設の整備(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 情報の提供サービスの工夫がある(具体的に記述)	定性評価
	各種情報の円滑な提供	次のいずれかによる各種情報の円滑な提供 <input type="checkbox"/> 情報提供に資する施設の整備(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 情報の提供サービスの工夫がある(具体的に記述)	定性評価

図表 17 副次効果要件リスト (2)

	副次効果項目	要件	基準
自然環境	水源涵養機能の向上	次のいずれかによる水源涵養機能の向上 <input type="checkbox"/> 中山間地における荒廃地・崩壊地での樹木の再生 <input type="checkbox"/> 地表面の浸透化(透水性舗装、浸透式水路、無舗装など)	定性評価
	生態系空間の再生	生態系空間の再生に資する計画あり <input type="checkbox"/> ビオトープ <input type="checkbox"/> ワンド <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	果樹園景観の保全	果樹栽培が維持または増加することで、良好な景観が保全される計画であること	定性評価
事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	延焼防止に資する、防火帯・延焼遮断帯の新たな確保(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 防火帯は山林内10m以上 <input type="checkbox"/> 延焼遮断帯は市街地内20m以上	定性評価
	緊急時の避難・救助機能の確保	県や市町村の防災計画に位置づけられており、次のいずれかによる緊急時の避難・救助機能の確保 <input type="checkbox"/> 緊急輸送路の整備 <input type="checkbox"/> ヘリコプター場外発着地の整備 <input type="checkbox"/> 避難路の確保 <input type="checkbox"/> 防災公園の指定	定性評価
	被災時の被害波及の防止	被災することによって大きな被害波及が懸念される次の施設の保全 <input type="checkbox"/> 高速道路、緊急輸送道路、鉄道 <input type="checkbox"/> 高圧線(送電線)、電話(中継所)、電気(変電所) <input type="checkbox"/> 上水施設(浄水場等)	定性評価
	既存施設の崩壊危険性の排除	以下の双方の要件を満たし、既存施設の崩壊に伴う人命の危険性あり <input type="checkbox"/> 主体構造物である <input type="checkbox"/> 過去に崩壊の兆候がある	定性評価
	走行安全性の確保	事故多発地点または死傷事故率が100件/億台km以上の区間で、事故原因を解消できる区間	定性評価
生産性	林業生産力の向上	伐採計画のある森林における、生産場所と市場を結ぶ新たな輸送ルートの確保、高性能林業機械の導入による低コスト	定性評価
	遊休農地の解消	遊休農地を農地として再利用する具体的な計画あり	定性評価
	新たな公共用地の創出	地元との協議を踏まえ付随的に発生する使える公共用地の創出(管理者の認定が必要)	定性評価
	農地の保全	次のいずれかに該当する農地の保全 <input type="checkbox"/> 過去3年間に農地の浸食・埋没・崩落あり <input type="checkbox"/> 現在、農地の浸食・埋没・崩落の恐れあり	定性評価
	農林産物の販売促進	地元との協議を踏まえ農林産物の販売促進活動の計画あり	定性評価
その他	自然エネルギーの活用	主体となる部分への風力、太陽光・熱、水力、バイオマス等の自然エネルギーの活用	定性評価
	リサイクルの推進	当該事業内で、廃棄物の以下の再利用化・再使用化が図られる。 <input type="checkbox"/> コンポストの作成 <input type="checkbox"/> 間伐材の加工 <input type="checkbox"/> 堆肥の製造 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	文化・歴史的資源等の保存・復元	下記の指定・選定・登録された有形文化財等があり、かつ当該資源の保存・復元の具体的計画あり <input type="checkbox"/> 重要文化財 <input type="checkbox"/> 重要伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 登録有形文化財(近代化遺産等) <input type="checkbox"/> 史跡名勝天然記念物	定性評価
	他事業との一体施工	他事業との一体施行による大幅なコスト縮減・工期短縮が可能 ※同一主要目標内での一体施工は除く	定性評価
	重要プロジェクトとしての位置づけ	下記の県の重要プロジェクトでの位置づけあり <input type="checkbox"/> 合併支援計画(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 過疎自立促進計画(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 大規模イベント(具体的に記述) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価

(3)公共事業等事前評価結果整理表への転記

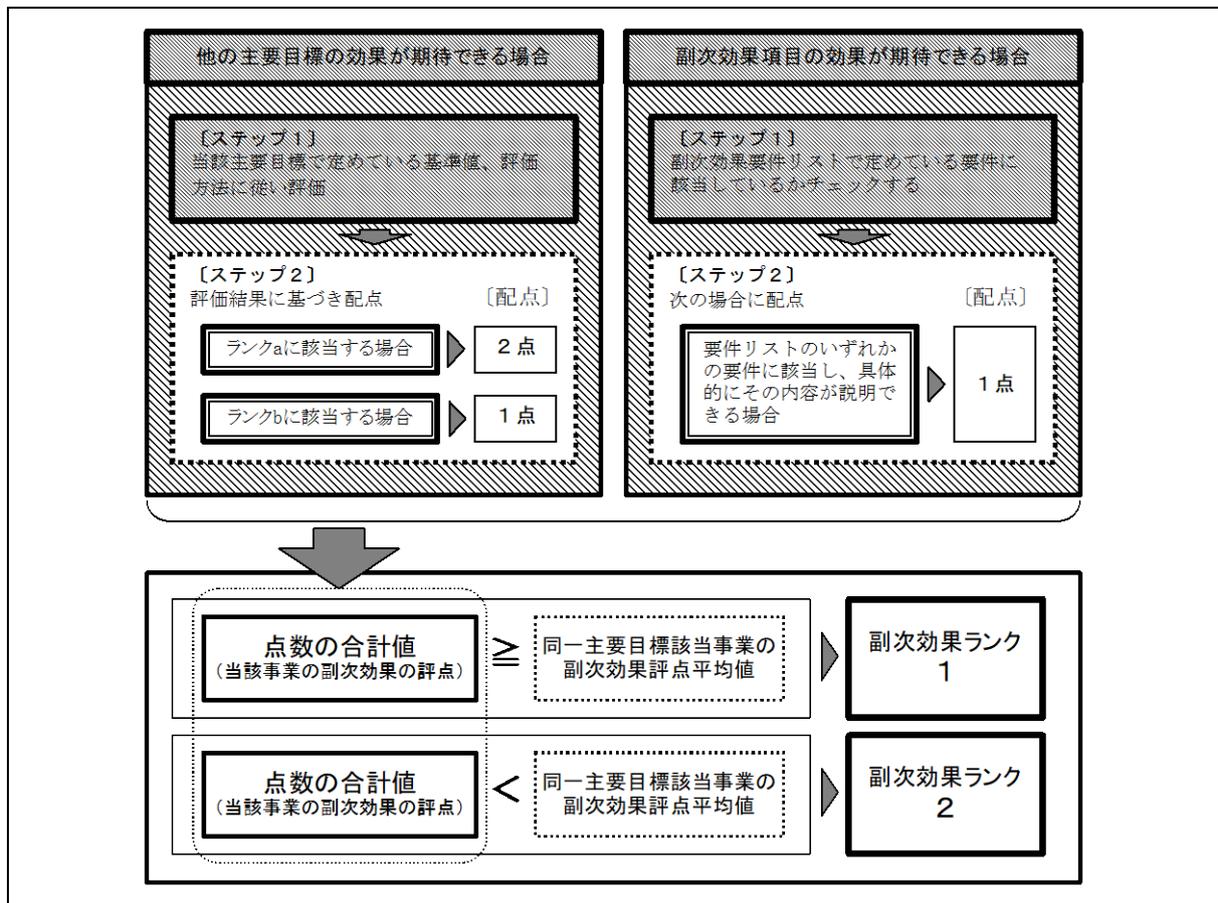
「副次効果評価調書（個票）」に整理した各事業(地区・箇所)の評価結果のうち、各事業(地区・箇所)の評点を「公共事業等事前評価結果整理表」に転記する。

(4)副次効果ランクの判定方法

次に、「公共事業等事前評価結果整理表」を用いて副次効果ランクの判定を行う。

ここでは、基準値として、同一主要目標に該当する全ての事業(地区・箇所)の評点を合算し平均値を求めた後、当該事業(地区・箇所)の評点はその基準値(平均値)以上の場合は副次効果ランクを「1」、基準値(平均値)より小さい場合は副次効果ランクを「2」と判定する。

図表 1 8 副次効果ランクの判定方法



公共事業等事前評価結果整理表（記入例）

主要目標番号	I. I-1. (1)
対象事業	道路・街路事業、農道事業
主要目標	生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	妥当性評価						事業間優先度評価				評価結果	
		公共関与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献ランク	副次効果ランクの評価 副次効果ランク	副次効果ランク	評点		
実走行速度が遅く、利用者の多い区間を優先する。	国道①	○	○	○	○	○	○			2	4	IV	実施
	国道②	○	○	○	○	○	○	1,249	2	2	III	実施	
	国道③	○	○	○	○	○	○	14,645	2	4	I	実施	
	国道④	○	○	○	○	○	○	2,515	2	3	IV	優先度ランクがIV(最下位)のため次年度送り 次年度	
	国道⑤	○	○	○	○	○	○		2	3	III	走行速度改善効果が低いため次年度送り 次年度	
	県道①	○	○	○	○	○	○	a 22	9,199	1	7	SI	早急に実施する必要あり 実施
	県道②	○	○	○	○	○	○	a 11	10,654	1	5	SI	早急に実施する必要あり 実施
	県道③	○	○	○	○	○	○		7,163	2	4	I	実施
	県道④	○	○	○	○	○	○		11,000	1	5	II	実施
	県道⑤	○	○	○	○	○	○		10,906	1	6	SI	早急に実施する必要あり 実施
	県道⑥	○	○	○	○	×	○					再検討	環境負荷への配慮が十分でない 再検討
	県道⑦	○	○	○	○	○	○	b 26	1,346	1	5	II	実施
	街路①	○	○	○	○	○	○	a 10.2	15,420	1	7	SI	早急に実施する必要あり 実施
	街路②	○	○	○	○	○	×					再検討	地域の同意が十分とられていない 再検討
								基準値	30	3,314	基準値	4.6	

各事業(地区・箇所)の副次効果ランクが評価される。

評点が基準値(平均値)以上の場合は、副次効果ランク「1」と判定する。

評点が基準値(平均値)未満の場合は、副次効果ランク「2」と判定する。

同一主要目標に該当する全ての事業(地区・箇所)の評点を合算し平均値を求める。

各事業(地区・箇所)の評点を転記する。

7. 事業間ランク及び評価結果

(1) 事業間ランク及び評価結果の判定手順

事業間優先度評価による貢献度ランクと副次効果ランクの結果から、事業間ランクを求める。

その結果を踏まえ、公共事業評価会議において協議を行い、対象地区・箇所ごとに、知見や求められている条件等について整理を行う。また、「実施」、「次年度」、「再検討」等、事業実施の方向性についての最終的な評価を行う。

図表 19 事業間ランク及び評価結果の判断手順

